

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引 (連結申告以外の申告用)

《令和4年4月1日以後終了事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書(連結申告以外の申告用)」を作成する際にご参照ください。

なお、連結納税制度の適用を受けている法人は、原則として、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度から連結納税制度に代えてグループ通算制度の適用を受けることとなり、通算法人として申告を行うこととなります。通算法人として申告を行う場合の適用額明細書は「適用額明細書(連結申告以外の申告用)」を使用し、記載要領については本手引をご参照ください。

令和4年6月
国 税 庁

法人番号 7000012050002

**電子帳簿等保存制度を利用することで、
次のような方法で経理のデジタル化が可能です**

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら→

国税庁 電子帳簿保存法

検索



凡 例

略 称	意 義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成22年政令第67号)
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法
平成31年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法
令和2年改正法	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)
令和2年改正前措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法
旧令和2年改正前措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)第12条の規定による改正前の令和2年改正前措置法
令和2年旧措置法施行令	法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令
令和4年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法
旧事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)
沖特令	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第151号)

(注) この手引は、令和4年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出までの流れ	6
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	7
1	書面で提出する場合の記載要領	7
2	e-Taxソフトで提出する場合の入力要領	10
3	事業種目・業種番号一覧表	13
III	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	16
	別表一次葉 各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分	16
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(一般社団法人等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(公益法人等又は協同組合等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の医療法人)	
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の協同組合等)	
	特定の医療法人の法人税率の特例	
	別表一の三次葉 各事業年度の所得に係る申告書―外国法人の分	18
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	別表六(九) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	19
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)	
	別表六(十) 中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	20
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)	
	別表六(十四) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	21
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)	
	別表六(十六) 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除に関する明細書	22
	調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除	
	別表六(十八) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	23
	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六(十九) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	24
	沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)	

沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六(二十) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する 明細書	26
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十一) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	27
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十二) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人 税額の特別控除に関する明細書	28
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十三) 地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	29
地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十四) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	30
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十五) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控 除に関する明細書	31
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十六) 中小企業者等が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	32
中小企業者等が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十七) 国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	33
国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十八) 中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する 明細書	34
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十九) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	35
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(三十) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	36
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(三十一) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	37
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（情報技術事業適応設備の取得等をした場合）	
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（事業適応繰延資産となる費用を支出した場合）	
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（生産工程効率化等設備等の取得等をした場合）	
別表七(一) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する明細書	38
認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例	
別表七(二) 認定事業適応法人の欠損金の通算の特例に関する明細書	39

認定事業適応法人の欠損金の通算の特例	
別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	40
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	
別表八(二) 支払子等の額及び受取配当等の額に関する明細書	41
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(一) 沖縄の認定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書	42
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	
別表十(二) 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書	43
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	
別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	44
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	
別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	45
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	46
収用換地等の場合の所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	
別表十(六) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書	48
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例	
別表十(七) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書	49
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	
別表十(八) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書	50
特定目的会社に係る課税の特例	
別表十(九) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書	51
投資法人に係る課税の特例	
別表十(十) 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書	52
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	
別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	53

海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	55
中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入	
別表十二(六) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	56
特定災害防止準備金の損金算入	
別表十二(八) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	57
原子力発電施設解体準備金の損金算入	
別表十二(九) 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書	58
特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入	
別表十二(十) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	59
保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入	
別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	60
関西国際空港用地整備準備金の損金算入	
別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	61
中部国際空港整備準備金の損金算入	
別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	62
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	
別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	63
農業経営基盤強化準備金の損金算入	
農用地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	64
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	66
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
(所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え)	
(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)	
(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)	
(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え)	
(日本船舶から日本船舶への買換え)	
(特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え)	
別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	69
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(七) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	70
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	
別表十三(八) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	71
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
別表十三(九) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	72
技術研究組合の所得の計算の特例	

別表十三(十) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	73
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	75
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	
別表十四(六) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	76
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	
別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	77
特別償却及び割増償却	
(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却)	
(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却)	
(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却)	
(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却)	
(事業適応設備を取得した場合等の特別償却)	
(特定船舶の特別償却)	
(港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却)	
(被災代替資産等の特別償却)	
(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)	
(特定事業継続力強化設備等の特別償却)	
(共同利用施設の特別償却)	
(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)	
(沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却))	
(沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却)	
(特定地域における産業振興機械等の割増償却)	
(医療用機器等の特別償却)	
(障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却)	
(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)	
(輸出事業用資産の割増償却)	
(特定都市再生建築物の割増償却)	
(倉庫用建物等の割増償却)	
(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)	
別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書	85
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	
別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	86
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	87
別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)、別表十六(五) 又は別表十六(六)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合	
(準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額))	

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内……………	91
---------------------------------------	----

I 租特透明化法の概要等

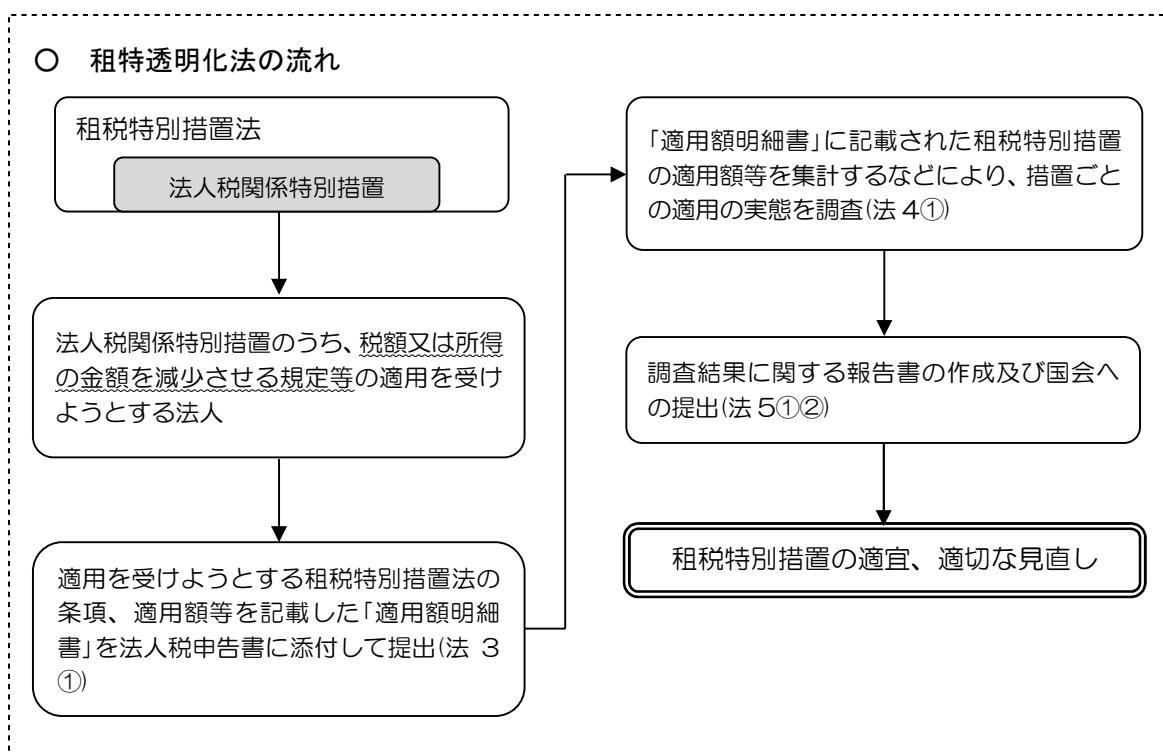
1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました(法1)。

この法律には、財務大臣が租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法3①)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど、措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります(法4①、5①②)。

○ 租特透明化法の流れ



Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

- A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

- A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(令 2)をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

- A 3 租特透明化法は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

- A 4 租特透明化法では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードが可能です(掲載場所は、P91(Ⅳ「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内)をご参照ください。)

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の三の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一又は別表一の三に記載されたものと同額を記載してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする事業年度の「適用額明細書」の記載の手引を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載してください。

④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

震災特例法及び沖特令の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法及び沖特令の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて、試験研究費の税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による試験研究費の税額控除の金額と区分がされずに別表六(十四)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六(十四)に記載した金額をそのまま転記してください。

Q13

グループ通算制度においては、各通算法人がそれぞれ適用額明細書を提出する必要がありますか？

A13 グループ通算制度においては、その適用を受ける通算グループ内の各通算法人を納税単位として、その各通算法人が法人税額の計算及び申告を行う必要があります。し

たがって、適用額明細書についても、各通算法人が法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合に、法人税申告書に添付してそれぞれ提出する必要があります。添付する適用額明細書については、様式第一「適用額明細書(連結申告以外の申告用)」を使用してください。

Q14

区分番号一覧表の「租税特別措置法又は令和2年改正前措置法」欄の「令和2年改正前措置法」とは何ですか？

A14 令和2年改正法において、連結納税制度をグループ通算制度に移行する改正が行われており、当該改正の施行日は令和4年4月1日とされています。当該改正後の租税特別措置法等の規定は、法人の同日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、当該改正前の租税特別措置法等の規定が適用されます。租特透明化法においては、令和2年改正法による当該改正前の租税特別措置法を「令和2年改正前措置法」と定義しています。

Q15

「令和2年改正前措置法」について、どのような場合に適用を受けることとなるのでしょうか？

A15 連結納税制度又はグループ通算制度の適用の有無にかかわらず、法人の令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)の所得に対する法人税につき法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、「令和2年改正前措置法」の規定を適用することとなります。旧事業年度とは、令和4年4月1日前に開始した連結親法人事業年度の同日以後に連結納税グループに加入し途中離脱した子法人の離脱直前事業年度をいいます。

なお、法人の同日以後に開始した事業年度(旧事業年度を除きます。)については現行の租税特別措置法(以下「現行法」といいます。)を適用することとなります。

Q16

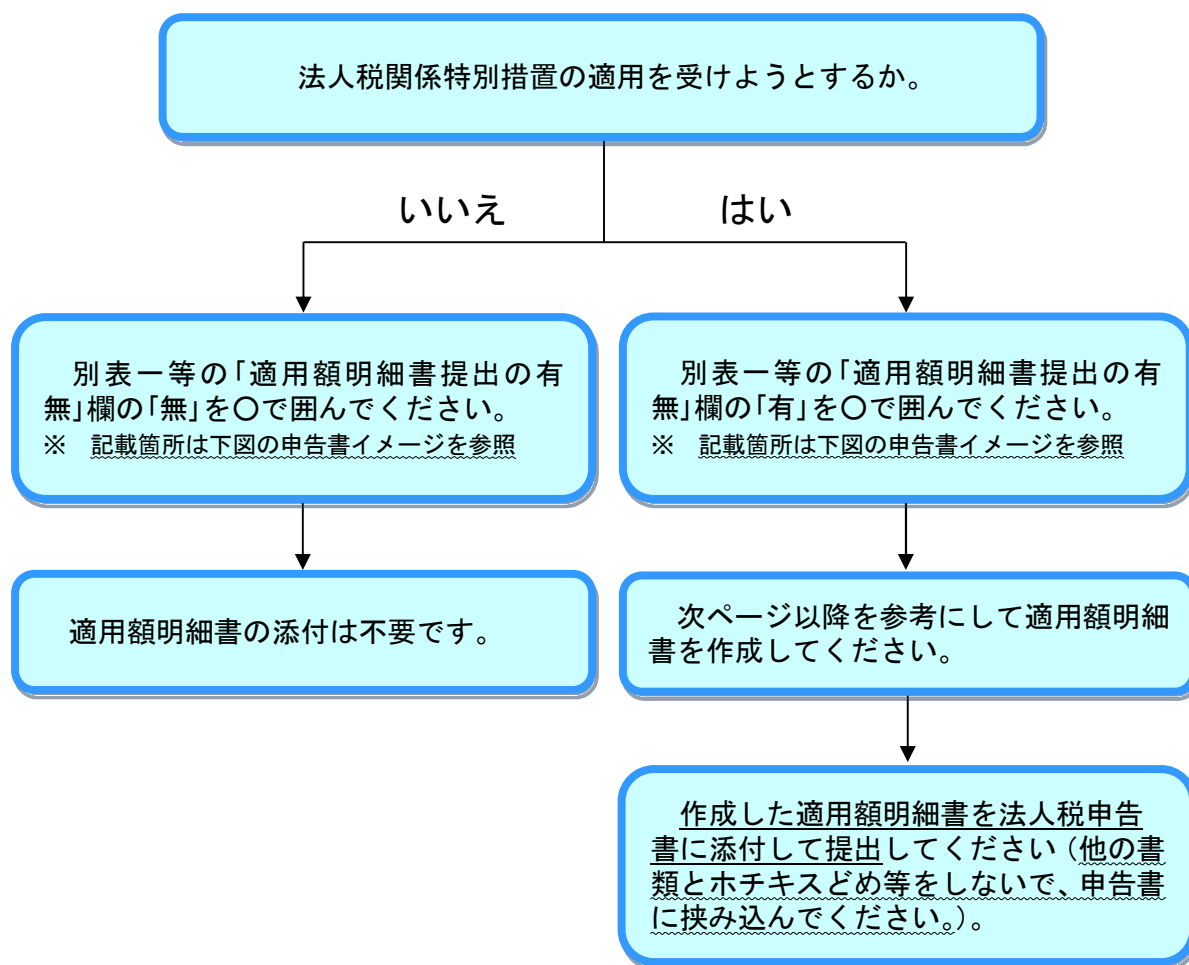
「令和2年改正前措置法」の適用を受ける場合、「租税特別措置法の条項」の欄はどのように記載すればよいですか？

A16 令和2年改正前措置法の適用を受ける場合には、「租税特別措置法の条項」の欄に「令和2年改正前措置法」と記載するとともにその適用する令和2年改正前措置法の条項を記載することとなりますが、現行法と令和2年改正前措置法の条項が同一の場合には、令和2年改正前措置法の適用を受ける場合であっても、条項の前に「令和2年改正前措置法」と記載する必要はありません。

※ 本手引において、条項のみ記載されているものは、現行法と令和2年改正前措置法の条項が同一のものです。

3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



（参考：別表一等の「適用額明細書提出の有無」欄の位置）

OCR入力用 ※この用紙はとじこまないでください。 ※この用紙は機械で読み取ります。新ったり汚したりしないでください。

F B 0 6 1 2

納税地 〒	令和 年 月 日 税務署長殿	青色申告 一連番号	別表 各事業年度の所得に帰する申告書の 提出状況の区分
法人名	法人区分	青色申告 申告年月日	別表 各事業年度の所得に帰する申告書の 提出状況の区分
代表者 住所	代表者 住所	青色申告 申告年月日	
事業年度分の法人税 申告書		青色申告 申告年月日	別表 各事業年度の所得に帰する申告書の 提出状況の区分
課税事業年度分の地方法人税 申告書		青色申告 申告年月日	

適用額明細書 提出の有無	有	無	
税理士法第30条 の書面提出有	有	税理士法第33条 の2の書面提出有	有

※ 提出の状況に応じて「有」又は「無」を○で囲んでください。

【別表十六(七)の記載内容】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度	04 * 01 * 01 04 * 12 * 31	法人名	株式会社 国税商事
資 産 区 分	種 別	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品		
	等 造	2	事務機器及び 通信機器	事務機器及び 通信機器	事務機器及び 通信機器		
	細 目	3	電子計算機	複写機	その他の 事務機器		

＜記載の手引の掲載内容(概略)＞ ⑬

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」

「区分番号」欄：「00277」 ⑭

「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 730,000 円

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第一

令和 5 年 2 月 28 日

① 麹町 税務署長宛

納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話(03) 3581-4161

(フリガナ) カブシキシャ コクセイショウ

法人名 ③ 株式会社 国税商事

法人番号 ④ 9999999999999999

期末現在の
資本金の額又は
出資金の額 ⑧ 1000000000

所得金額又は
欠損金額 ⑥ 500000000

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

整理番号 ⑨ 00456789

提出枚数 ⑩ 01 枚 うち ⑪ 01 枚目

事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

提出年月日 令和 年 月 日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 42 条の3の2第1項第1号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 67 条の5第1項第1号	⑭ 00277	⑮ 7300000

(参考) 区分番号「00659」のように「租税特別措置法の条項」欄に「旧令和2年改正前措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「旧令和2年改正前措置法」等を記載してください。

＜記載例＞

租税特別措置法の条項
旧令和2年改正前措置法 第42条の12の5第1項第1号

○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一又は別表一の三の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P12の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

※ 確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。

別表一
青色申告用

整理番号 00456789

上記の番号は、貴法人の整理番号です。
税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

＜＜ 申 告 の お 知 ら せ ＞＞

麹町 税務署長

令和 04年 1月 1日 事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について

令和 04年 12月 31日

- (4) 「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の三の「業種目」欄に記載された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
(注) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の三の「1」欄及び「13」欄の合計額を記載してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(以下【適用額明細書の入力画面】の青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<入力例>

別表一次葉……中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の入力画面】

別表一 各事業年度の所得に係る申告書・内国法人の所得

令和 5 年 2 月 28 日 3500 青色申告 一連番号

所在地 東京都千代田区霞が関3-1-1 法人区分 事業種目 基業等業種

電話 (03) 3501-4101 法人名 株式会社 国税商事 売上金額 1,000

法人番号 0 9999 9999 9999 面非区分 申告区分

代表者 国税 太郎 課税事業年度分の地方税法税 確定申告書

代表者住所 東京都中央区築地5-3-1 課税事業年度分の法人税 確定申告書

令和 4 年 1 月 1 日 事業年度分の法人税 確定申告書

令和 4 年 12 月 31 日 課税事業年度分の地方税法税 確定申告書

所得金額又は大償金額 (別表四「22のD」) ① 50,000,000 適用額明細書の提出の有無 有

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。

【別表一次葉の入力画面】

別表一次葉

事業年度等 令和 4・1・1 法人名 株式会社 国税商事

令和 4・12・31

法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下 ④ 8,000,000 (49)の 15% 又は 19% 相当額 52 1,200,000

((1)と800万円×12/12のうち少ない金額又は(別表一付表「5」)

(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 50 000 (50)の 22% 相当額 58

(1) - 10億円 × 12/12

その他の所得金額 (1) - (49) - (50)

所得の金額に対する法 (28)

課税留保金額に対する法 (80)

<記載の手引の掲載内容(概略)> ②

「租税特別措置法の条項」欄 「第42条の3の2第1項の表の第1号」

「区分番号」欄 「00380」 ③

「適用額」欄 「49」欄の金額

【別表十六(七)の入力画面】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度	令和 4 年 1 月 1 日 令和 4 年 12 月 31 日	法人名	株式会社 国税商事	別表十六(七)
資産の種類	類 1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品				
資産の構成	造 2	事務用器具及び通信機器	事務用器具及び通信機器	事務用器具及び通信機器				
資産の区分	目 3	電子計算機	複写機	その他の事務用機器				

＜記載の手引の掲載内容(概略)＞ ⑤

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」

「区分番号」欄：「00277」 ⑥

「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑦ 730,000 円

額	差引改正		
当期の			

【適用額明細書の入力画面】

様式第一

令和 5 年 2 月 28 日

自 令和 4 年 1 月 1 日 事業年度分の適用額明細書
至 令和 4 年 12 月 31 日 (☑当初提出分・○再提出分)

納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1 整理番号

電話 (03) 3581 - 4181 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

法人名 株式会社 国税商事 事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 9 9999 9999 9999 提出年月日 年 月 日

順次現在の資本金、剰余金又は出資金の額 10,000,000 円

所得金額又は欠損金額 ① 50,000,000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第42条の3の2 第1項第1号	③ 00360	④ 8,000,000 円
⑤ 第67条の5 第1項第1号	⑥ 00277	⑦ 730,000 円

(参考) 区分番号「00659」のように「租税特別措置法の条項」欄に「旧令和2年改正前措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「旧令和2年改正前措置法」等を入力してください。

＜記載例＞

租税特別措置法の条項
旧令和2年改正前措置法 第42条の12の5 第1項第1号

○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
 - (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
 - (3) 「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)
- (参考1) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に記載された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



- (4) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の三の「1」欄及び「13」欄の合計額を入力してください。

3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
食料品製造業	水産食料品	01	皮革・同製品製造業	皮革製品	16		
	調味料		窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17		
	精穀、製粉			セメント・同製品			
	砂糖			建設用粘土製品、耐火物			
	菓子			陶磁器・同関連製品			
	パン類			その他の窯業・土石製品			
	清涼飲料		鉄鋼業	鉄鋼	18		
	酒類			鉄鉄鋳物			
	畜産食料品		非鉄金属製造業	非鉄金属	19		
	その他の食料品						
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	金属製品製造業	構築用金属製品	20		
	紡績			金属打抜き・プレス加工			
	ねん糸			被覆、彫刻、その他の金属表面処理			
	くぎ、ボルト、ナット、線材製品						
織物業	綿・スフ織物	03				その他の金属製品	
	絹・人絹織物		金属加工機械	21			
	毛織物		繊維機械				
	その他の織物		農業用機械				
ニット製造業	ニット	04	機械製造業		建設機械		
染色整理業	染色整理	05			産業用機械		
その他の繊維工業		06		事務用・サービス用・民生用機械器具			
				その他の機械			
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07	産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22		
	婦人、子供服			電子機器			
	ワイシャツ、下着		民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23		
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		通信機械器具製造業	通信機械器具	24		
	その他の繊維製品						
木材、木製品製造業	製材	08	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25		
	木製容器			鉄道車両			
	その他の木製品			自転車・オートバイ			
家具、装備品製造業	家具	09				船舶	
	建具			その他の輸送用機械器具			
	その他の家具・装備品		理化学機械器具等製造業	計量器、医療機械、理化学機械等	26		
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27		
	紙製容器		時計・同部品製造業	時計・同部品	28		
	その他のパルプ・紙製品						
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29		
	印刷			事務用品			
	製版、製本、その他の印刷物加工			貴金属製品			
化学工業	化学肥料	12				楽器、レコード	
	有機化学工業製品			装身具、装飾品			
	化学繊維		プラスチック製品				
	油脂加工品、石けん、塗料等		その他の製造				
	医薬品						
	その他の化学工業						
石油製品製造業	石油精製	13	飲食料品卸売業	米穀類	31		
	その他の石油製品			野菜、果物			
石炭製品製造業	石炭製品	14				食肉	
ゴム製品製造業	ゴム製品	15				生鮮魚介そう	
						その他の農水畜産物	
				酒類			
				乾物			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31	飲食料品小売業	鮮魚	41		
	その他の飲食料品			野菜、果物			
繊維品卸売業	生糸、繭、原系繊維品	32		繊維物小売業		菓子、パン類	42
	呉服、太物					米穀類	
	その他の織物			料理品			
	洋服類			その他の飲食料品			
	寝具類		呉服				
	靴、履物		洋服地				
	かばん、袋物		衣服、身の回り品小売業	寝具類	43		
	下着類			男子既製服			
	小間物			男子注文服			
洋品雑貨、その他の繊維品	婦人・子供服						
	靴						
建築材料卸売業	木材、竹材	33	履物	44			
	セメント		洋品雑貨				
	板ガラス		小間物				
	その他の建築材料		その他の衣服・身の回り品				
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	家具、建具、じゅう器小売業	家具、建具	45		
	荒物			金物			
	陶磁器・ガラス器			荒物			
	その他のじゅう器			陶磁器、ガラス器			
医薬品、化粧品卸売業	医薬品	35		家庭用電気機械器具		46	
	化粧品		その他のじゅう器				
機械器具卸売業	一般機械器具	36	医薬品、化粧品小売業	医薬品	47		
	自動車・同部品			化粧品			
	輸送用機械器具		百貨店	百貨店	48		
	精密機械器具			各種商品小売			
	電気・通信機械器具						
鉱物、金属材料卸売業	石炭	37	趣味、娯楽用品等小売業	スポーツ用品	49		
	石油			がん具、娯楽用品			
	鉱物			楽器、レコード			
	鉄鋼			貴金属製品、宝石			
	非鉄金属			その他の趣味・娯楽用品等			
貿易業	貿易	38	その他の小売業	燃料	50		
	輸出			書籍、雑誌			
	輸入			文房具、紙			
その他の卸売業	紙、紙製品	39		中古品		51	
	再生資源			農機具			
	家庭用金物			写真機、写真材料			
	建築用金物			時計、眼鏡			
	薪炭類			自動車、自転車			
	肥料			土産物			
	文房具			その他の小売			
	がん具、娯楽用品		総合建設業	一般土木建築工事	52		
	貴金属製品、宝石			土木工事			
	その他の卸売			建築工事			
飲食料品小売業	各種食料品	41	職別建設業	木造建築工事	53		
	酒			職別土木建築工事			
	食肉		電気・通信工事				

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
職別建設業	管工事	52	料理・飲食店業	料亭	78
	その他の設備工事			日本料理	
鉄道業	鉄道	61		大衆酒場、小料理	
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62		外国料理	
	ハイヤー、タクシー			すし	
道路貨物運送業	貨物自動車	63		そば、うどん	
	その他の道路貨物運送			バー	
水運業	水運	64		キャバレー	
倉庫業	倉庫	65		喫茶	
放送・電信・電話業	放送	66		その他の飲食	
	電信・電話		旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
電気供給業	電気供給	67		ラブホテル、モーテル	
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68		ホテル、普通旅館	
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸	69		その他の旅館	
	運輸附帯サービス		農業、林業	農業	81
	水道			林業	
対個人サービス業	洗濯	71	漁業、水産養殖業	漁業	82
	洗い張り、染物		金属鉱業		83
	写真		石炭鉱業		84
	理髪		原油・天然ガス鉱業		85
	美容		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	浴場			その他の非金属鉱業	
	ソーブランド		銀行・信託業	銀行	87
	駐車場			信用金庫	
	保育所、老人ホーム			信用組合	
	その他の対個人サービス			農業協同組合	
漁業協同組合					
対事業所サービス業	広告	72	その他の金融業	質屋	88
	物品賃貸			貸金	
	情報サービス、興信所			その他の金融	
	その他の対事業所サービス		証券、商品取引業	証券、商品取引	89
映画業	映画館	73	保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
映画サービス	不動産業		建売、土地売買	91	
娯楽業		ゴルフ場	不動産代理仲介		
		運動施設	その他の不動産		
		その他の娯楽	その他の産業	教育	99
その他のサービス業	土木建築サービス	分類不能			
	医療保健	75			
	医療関連サービス				
	廃棄物処理				
その他のサービス					
自動車修理業	自動車修理	76			
その他の修理業	機械修理	77			
	電気機械修理				
	その他の修理				

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一次葉

「49」又は「51」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一次葉

令四・四・一以後終了事業年度等分

法人税額の計算									
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)		49	000	(49)の15%又は19%相当額	52				
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$		50	000	(50)の22%相当額	53				
その他の所得金額 (1)-(49)-(50)		51	000	(51)の18%又は22.8%相当額	54				
地方法人税額の計算									
所得の金額に対する法人税額 (29)		55	000	(55)の10.3%相当額	57				
課税留保金額に対する法人税額 (30)		56	000	(56)の10.3%相当額	58				
この申告が修正申告である場合の計算									
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	59		地方法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	67		
		課税土地譲渡利益金額	60			課税留保金額に対する法人税額	68		
		課税留保金額	61			課税標準法人税額 (67)+			
		法人税額	62			確定地方法			
		還付金額	63	外		還付金額	71		
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)-(62))若しくは((15)+(63))又は((63)-(24))	64	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	72		
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額	65			この申告により納付すべき地方法人税額 ((41)-(70))若しくは((41)+(71)+(72))又は((71)-(44))+(72)-(44の外書))	73	00	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	66							
土地譲渡税額の内訳									
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)		74	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)		76	00		
同上 (別表三(二の二)「28」)		75	0						
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算									
外国税額 (別表六(二)「57」)		77		控除しきれなかった金額 (77)-(78)		79			
控除した金額 (38)		78							

P17参照

別表一次葉

「49」欄に記載があり、中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 1 適用額は、年800万円(その事業年度終了の日が通算親法人の事業年度終了の日である中小通算法人等

(※1)については、800万円を通算グループ内の各中小通算法人等の所得の金額で按分した金額)が上限となります。

2 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

3 適用除外事業者(※2)に該当する普通法人(通算法人である普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその普通法人を含みます。)は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないでください。

(※1) 法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人又は通算親法人である協同組合等のうち租税特別措置法第42条の3の2の規定の適用を受けるものをいいます。

(※2) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の第1号	00380 ※1	「49」欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第2号	00381 ※2	
	第42条の3の2第1項の表の第3号	00382 ※3	
	第42条の3の2第1項の表の第4号	00383 ※4	
	第42条の3の2第2項	00384 ※5	

※1 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有していないもの(特定の医療法人を除きます。)又は人格のない社団等

※2 一般社団法人(非営利型法人に限ります。)、一般財団法人(非営利型法人に限ります。)
公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合又は敷地分割組合

※3 公益法人等(一般社団法人等を除きます。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除きます。)

※4 特定の医療法人

※5 特定の協同組合等(※)

(※) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「49」又は「51」欄に記載があり、特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の2第1項	00395	「49」及び「51」欄の合計金額

別表一の三次葉

「46」又は「55」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		事業 年度等	法人名					
法 人 税 額 の 計 算								
恒久的施設 帰属所得に係る 所得の金額に 係る法人税額 の計算等	法人 税額 の計 算	(1)のうち中小法人等の 年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少 ない金額)	46	000	法人 税額 の計 算	(13)のうち中小法人等の 年800万円相当額以下の金額 (13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち 少ない金額)	55	000
		そ の 他 の 所 得 金 額 (1)－(46)	47	000		そ の 他 の 所 得 金 額 (13)－(55)	56	000
		(46)の15%又は19%相当額	48			(55)の15%又は19%相当額	57	
		(47)の23.2%相当額	49			(56)の23.2%相当額	58	
	控 除 税 額 の計 算	所 得 税 の 額 (別表六(一)「6の③」)	50		所 得 税 の 額 (別表六(一)「6の③」)	59		
		外 国 税 額 (別表六の三「15」)	51		その他の国内源泉所得に係る 法人税額から控除した金額 (19)	60		
		計 (50) + (51)	52					
		恒久的施設帰属所得に係る 法人税額	53		その他の国内源泉所得に係る法人税額			
	「46」欄及び「55」欄 中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項の表の第1号」 ② 「区分番号」欄：「00380」 ③ 「適用額」欄：「46」欄及び「55」欄の金額の合計(円単位) (注) 1 <u>適用額は、「46」欄及び「55」欄それぞれ年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一の三「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「13」欄が「0」又はマイナスの 場合は、適用額明細書に記載しないでください。</u>							
	恒久的施設 帰属所得の 金額に 係る等	この申告前の 翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	64		この申告前の 翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	67		
この申告前の法人税額		68		この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (30)－(68)若しくは((30)＋(69)) 又は((69)－(34))	70	外 00		
この申告前の還付金額		69	外					

別表一の三次葉 令四・四・一以後終了事業年度等分

地 方 法 人 税 額 の 計 算

課 税 標 準 法 人 税 額 (36)	71	000	(71)の10.3%相当額	72	
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の 繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 ((42)－(74))若しくは((42)＋(75)＋(76)) 又は(((75)－(43))＋((76)－(43の外書)))	77	00
この申告前の中間還付額	75				

別表六(九)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書事業
年度：
：

法人名

別表六(九)

令四・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否										
試験研究費の額		1	円	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)		15	円			
控 究 除 費 対 の 象 額 試 の 験 計 研 算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		16				
	(1)のうち一般試験研究費に係る税額 控除の対象とする特別試験研究費の額	3								
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (2) + (3)	4		当 期 税 額 基 準 以 前 場 に 合 の 計 算	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	17				
増 費 減 割	比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(十一)「5」)	5			基 準 年 度 比 売 上 金 額 減 少 割 合 ≥ 2% の場合の特例加算割合 (別表六(十二)「11」)	18				
試 合 験 の	増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (5)	6								
研 計 究 算	増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(6)}{(5)}$	7								
試 割 験 合 研 の 究 計 費 算	平 均 売 上 金 額 (別表六(十一)「10」)	8	円	の 計 算	当 期 税 額 基 準 額 $((16) + (別表六(十五)「9」)) \times (0.25 + (17) + (18))$	19	円			
	試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(8)}$	9								
税 額 控 除 割 合 の 計 算	(5) = 0 の場合又は設立事業年度の場合	10		「22」欄	5					
	(7) > 9.4%かつ令和5年3月31日以後 に開始する事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$									
	(10) 及び (11) 以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)									
	(9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13						調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の①」)	21	
税 額 控 除 割 合 $((10)、(11) \text{ 又は } (12)) + ((10)、(11) \text{ 又は } (12)) \times (13)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)		14		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)		22				

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00657」
 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

別表六(十)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名			
試験研究費の額	1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13	円
控除対象試験研究費の額	2	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	14	円
(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3	円	当期	15	0.35
控除対象試験研究費の額の計算	4	円	令和5年3月31日以前に開始する事業年度の基	16	円
増減試験研究費の額	5	円	準	17	円
増減試験研究費の額の計算	6	円	額	18	円
増減試験研究費割合の計算	7	円	の	19	円
平均売	8	円	計	20	円
試験研究費割合の計算	9	円	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合	21	円
試験研究	10	円	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項」	22	円
試験研究	11	円	② 「区分番号」欄：「00658」	23	円
試験研究	12	円	③ 「適用額」欄：「21」欄の金額	24	円
試験研究	13	円	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	25	円
試験研究	14	円	法人税額の特別控除額 (19) - (20)	26	円

別表六(十) 令四・四・一以後終了事業年度分

別表六(十四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度：
：

法人名

別表六(十四)

令四・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否

特 別 試 験 研 究 費 の 額
(14の計)

1

円

調 整 前 法 人 税 額
(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)

7

円

控 除 対 象 済 特 別 試 験 研 究 費 の 額
(別表六(九)「3」又は(別表六(十)「3」)

2

当 期 税 額 基 準 額
 $((7)+(別表六(十五)「18」)) \times \frac{10}{100}$

8

差 引 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額
(1) - (2)

3

同上のうち税額控除割合が30%である試験
研究に係る特別試験研究費の額
((3) と (15) のうち少ない金額)

4

当 期 税 額 控 除 可 能 額
((6) と (8) のうち少ない金額) 又は (別表六
(十四)付表「13」、「16」又は「18」)

9

(3)のうち税額控除割合が25%である試験
研究に係る特別試験研究費の額
(((3) - (4)) と (16) のうち少ない金額)

5

調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額
(別表六(六)「8の③」)

10

特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額
 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$

6

法 人 税 額 の 特 別 控 除 額
(9) - (10)

11

特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細

措法第42条の4第7項各号の該当号

特 別 試 験 研 究 の 内 容

特別試験研究費の額

12

13

14

第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号

「11」欄

円

第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合

第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第7項」

第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号

② 「区分番号」欄：「00639」

第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号

③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

計

(14 の 計) の う ち (12) が 第 1 号 である 試 験 研 究 に 係 る 特 別 試 験 研 究 費 の 額

15

(14 の 計) の う ち (12) が 第 2 号 である 試 験 研 究 に 係 る 特 別 試 験 研 究 費 の 額

16

別表六(十六)

「14」又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	：	：	法人名	
--------------	---	---	-----	--

別表六(十六) 令四・四・一以後終了事業年度分

一般試験研究費及び中小企業者等の試験研究費に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算						
過去適用事業年度等	試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整戻税額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「18の計」)	調整税額控除可能額 (1)と(2)-(3)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	税額控除超過額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「17の計」)	既取戻税額控除超過額 (3)+(5)
	1	2	3	4	5	6
・	円	円	円	円	円	円
・						
・						
・						
・						
・						
過去適用事業年度等	既控除対象額 (前期以前の(10)の合計)	調整対象金額 (4)+(6)-(7) (マイナスの場合は0)	当初申告税額控除可能額 (当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(九)付表「23」又は別表六(十)付表「22」)	控除対象額 (6)と(8)-(9)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	控除分配割合	個別控除対象額 (10)×(11)
	7	8	9	10	11	12
・	円	円	円	円	――	円
・					――	
・					――	
・					――	
・					――	
・					――	
計						
調整前法人税額 (別表一「2」)-(28)	13	法人税額の特別控除額 (12の計)と(13)のうち少ない金額			14	円
特別試験研究費に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算						
過去適用事業年度等	特	非特定欠損金調整	調整税額控除可能額	税額控除超過額の合		
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						
調整前法人税額 (別表一「2」)	27	法人税額の特別控除額 (26の計)と(27)のうち少ない金額			28	円

「14」欄

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除(個別控除対象額が一般試験研究費及び中小企業者等の試験研究費に係るものである場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第13項」
- ② 「区分番号」欄：「00675」
- ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

「28」欄

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除(個別控除対象額が特別試験研究費に係るものである場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第18項において準用する同条第13項」
- ② 「区分番号」欄：「00676」
- ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

別表六(十八)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産種類	3					
設備の種類又は区分	4					
取得年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
指定事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引改定取得価額 (7) - (8) 又は ((7) - (8)) × $\frac{75}{100}$	9					
法人税額の特別控除額の計算						
面額の合計額	10	円	差引当期税額基準額残額	17	円	
「16」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第2項」 ② 「区分番号」欄：「00043」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額						
当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑤」)	20		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑥」)	15		当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21		
当期税額控除額 (14) - (15)	16		法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22		
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (23) - (24)			
	23	24	25			
：						
：						
計						
当期分	(11)					
合計						
機械装置等の概要						

別表六(十八)

令四・四・一以後終了事業年度分

別表六(十九)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(十九) 令四・四・一以後終了事業年度分

認 定 事 業 者 に 関 す る 事 項		事 業 年 度	・ ・	法人名			
沖縄県知事の認定年月日	・ ・	実 施 期 間	・ ・	計 画 の 名 称 (認 定 番 号)	()		
工 業 用 機 械 等 の 取 得 価 額 に 関 す る 明 細							
措法第42条の9第1項の表の各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事 業 種 目	2						
資 産 区 分	種 類	3					
	構造、用途、設備の種類又は区分	4					
	細 目	5					
	取 得 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差 引 改 定 取 得 価 額 (8) - (9)	10					
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
当 期 分	取 得 価 額 の 合 計 額 (10)の合計	11	円	前 期 繰 越 分	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (15) - (16)	19	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (25の計)	20	
	税 額 控 除 限 度 額 $((11) - (12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	14			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の⑦」)	22	
	当 期 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (21) - (22)	23	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (18) + (23)	24	
	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の⑧」)	17					
	当 期 税 額 控 除 額 (16) - (17)	18					
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	25	円	当 期 控 除 可 能 額	26	円	
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
計				(21)			
当 期 分	(13)			(16)			
合 計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

P25参照

別表六(十九)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第1号」)	第42条の9第1項の表の第1号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第2号」)	第42条の9第1項の表の第2号	00494	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) (「1」欄が「第3号」)	第42条の9第1項の表の第3号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第4号」)	第42条の9第1項の表の第4号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第5号」)	第42条の9第1項の表の第5号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第2項(同条第1項の表の第1号から第5号まで)	00411	「23」欄の金額

別表六(二十)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六(二十)

令四・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1					
特定事業の内容	2					
資産区	種	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細	5				
	国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・
	取得年月日	7	・	・	・	・
分	特定事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円
得価額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10				
	差引改定取得価額 (9) - (10)	11				
法人税額の特別控除額の計算						
(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額	12	円	調整前法人税額	21	円	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額						
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額						
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額						
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額	16		当期税額控除可能額	23		
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17		((20)と(22)のうち少ない金額)			
税額控除限度額の計算	18	$\frac{((12)-(13)) + ((16)-(17)) \times \frac{15}{100}}{+ ((13)+(17)) \times \frac{8}{100}}$	調整前法人税額超過構成額	24		
	19	$\frac{(((14)-(15)) - ((16)-(17))) \times \frac{14}{100}}{+ ((15)-(17)) \times \frac{7}{100}}$	(別表六(六)「8の⑨」)			
税額控除限度額	20		法人税額の特別控除額	25		
			(23) - (24)			
機械設備等の概要						

「25」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00507」
 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

別表六(二十一)
「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名		
国際戦略総合特別区域の名称		1				
特定国際戦略事業の内容		2				
資 産 区 分	種 類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
	指定法人の指定法人事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	取 得 年 月 日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10				
	差引改定取得価額 (9) - (10)	11				
法人税額の特別控除額の計算						
(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額		12	円	調整前法人税額		円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額				「25」欄 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」 ② 「区分番号」欄：「00301」 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額		
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額						
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額						
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額		16				
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		17		((20)と(22)のうち少ない金額)		
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	$\frac{(((12)-(13))+((16)-(17))) \times \frac{12}{100} + ((13)+(17)) \times \frac{6}{100}}{}$	18		調整前法人税額超過構成額	24	
	$\frac{(((14)-(15))-((16)-(17))) \times \frac{10}{100} + ((15)-(17)) \times \frac{5}{100}}{}$	19		(別表六(六)「8の⑩」)		
	税 額 控 除 限 度 額 (18) + (19)	20		法人税額の特別控除額 (23) - (24)	25	
機 械 設 備 等 の 概 要						

別表六(二十一)
令四・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十二)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名		
	・	・			
特定税額控除規定の適用可否 (別表六(七)「3」、「7」、「8」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)					可
促進区域	1				
承認地域経済牽引事業の内容	2				
資種類	3				
構造、用途、設備の種類又は区分	4				
細目	5				
取得年月日	6	・	・	・	・
承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
差引改定取得額 (8) - (9)					

「19」欄

地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の2第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00599」
 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	12		$(15) \times \frac{20}{100}$	16	
同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	13		当期税額控除可能額 (14)と(16)のうち少ない金額)	17	
税額控除限度額 $((12) - (13)) \times \frac{4}{100} + (13) \times \frac{5}{100} + ((11) - (12)) \times \frac{2}{100}$	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	18	
			法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19	

機械設備等の概要

別表六(二十二) 令四・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十三)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名
------	------------------	-----

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日	1	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産種類	3					
構造、用途又は区分	4					
細目	5					
取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額		円	円	円	円	円

「18」欄

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の3第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00570」
 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

法人税法上の圧縮記による積立金計上						
差引改定取得価額 (8) - (9)						
法人						
取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	円	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	円	
同上のうち移転型計画に係る額	12		当期税額控除可能額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16		
税額控除限度額 $((11) - (12)) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{7}{100}$	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑫」)	17		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」)	14		法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18		

建 物 等 の 概 要

別表六(二十三) 令四・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十四)

「28」又は「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十四)

令四・四・一以後終了事業年度分

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項									
認定年月日 (変更の認定年月日)	:	:	事業実施地域						
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算									
基準雇用者数 (別表六(二十四)付表一「5の①」) (マイナスの場合は0)	1		人	特	特 定 新 規 雇 用 者 基 礎 数	19			人
地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十四)付表一「5の②」) (マイナスの場合は0)	2			対	((3)と別表六(二十四)付表一「6」のうち少ない数)				
調整地方事業所基準雇用者数 (1)と(2)のうち少ない数)	3			象	移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 基 礎 数	20			
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	4		円	事	((19)と別表六(二十四)付表一「7」のうち少ない数)				
当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(二十四)付表一「3の①」-「4の①」)	5		人	業	非新規基準雇用者数又は特定非新規雇用者基礎数	21			
基準雇用者割合 $\frac{(1)}{(5)}$	6			年	(別表六(二十四)付表一「12」)				
給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「16」)	7		円	度	対 象 移 転 型 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 又 は	22			
比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「24」)	8			以	対 象 移 転 型 特 定 非 新 規 雇 用 者 基 礎 数				
特定新規雇用者基礎数 (3)と別表六(二十四)付表一「6」のうち少ない数	9		人	の	(別表六(二十四)付表一「13」)				円
対象移転型特定新規雇用者数 (9)と別表六(二十四)付表一「7」のうち少ない数	10			事	税 額 控 除 限 度 額	23			
対象非特定新規雇用者数及び非新規雇用者数の合計 (別表六(二十四)付表一「10」)	11			業	30万円×(19)+20万円×((20)+(21)+(22))				
対象移転型非特定新規雇用者数及び型非新規基準雇用者数の合計 (別表六(二十四)付表一「11」)	12			年					
税額控除限度額 (6) ≥ 8 % 又は (5) = 60万円×(9)+50万円×(10)の場合 5 % ≤ (6) < 8 % の 場 合 30万円×((9)+(10))+20万円×((11)+(12)×1.5)	14			度	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑬」)	27			
(6) < 5 % の 場 合 30万円×(9)+20万円×(11)	15			の					
税額控除限度額の計算 (13)、(14)又は(15) ((7) < (8)の場合は0)	16			場					
当期税額基準額 $(4) \times \frac{20}{100}$	17			合	当 期 税 額 控 除 額	28			
当期税額控除可能額 ((16)と(17)のうち少ない金額)	18				(26)-(27)				
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算									
特別税額控除限度額 (33)×((33)-(33の内書))+20万円×((33)-(33の内書))	34				税 額 基 準 額 残 額	35			円
税額基準額残額 (別表六(二十三)「16」)-(26)	35				額 控 除 可 能 額	36			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	37								
当期税額控除額 (36)-(37)	38								
法人税額の特別控除額 (28)+(38)	39								

「28」欄

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00624」
- ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

「38」欄

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00625」
- ③ 「適用額」欄：「38」欄の金額

別表六(二十五)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		:	:	法人名			
特定寄附金の額の合計額 (23の計)	1	円		住民税額計算の基礎額	調整前法人税額 (6)	11	円
税額控除基準額 (1) × $\frac{40}{100}$	2				税額控除超過戻税額等の加算額 (別表六(十)付表「30」+「35」)+ (別表六(十四)付表「19」+「24」)	12	
差引税額控除基準額残額 (2) - (22)	3				通算法人の仮装経理に基づく 過大申告の場合等の法人税額 に係る加算額	13	
特定寄附金基準額 (1) × $\frac{10}{100}$	4				法人税額調整加算額 (別表三(二)「27」)+(別表三(二の二) 「28」)+(別表三(三)「23」)+(別表六 (三十六)「31」)	14	
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5				加算課税額 (12)+(13)+(14)	15	
「10」欄				法人税額	中小企業者等以外の法人 (別表六(六)「7の②」+「7の④」 から「7の⑧」までの合計+「7の ⑩」から「7の⑬」までの合計+「 7の⑮」から「7の⑰」までの合	16	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人 税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「00652」 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額				者等 ②」から 「7の⑩」 計+「7の の合計)	17		
(5)と(7)のうち少ない金額)				の税額	加算対象通算対象欠損調整額等	18	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑮」)	9			の税額	加算対象通算適用前欠損調整額等	19	
法人税額の特別控除額 (8) - (9)	10			の税額	控除対象通算適用前欠損調整額等	20	
				の税額	住民税額控除額の計算の基礎となる 法人税額 (18)+(19)-(20) ((20)>((18)+(19)-(15))の場合は(15))	21	
				の税額	住民税額控除額 (21) × $\frac{1.4}{100}$	22	
特定寄附金に関する明細							
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容			特定寄附金の額		
・	・				23		
・	・				円		
・	・						
計							

別表六(二十五) 令四・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十七)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・	法人名		
事業種目	1			
種類	2			
設備の種類又は区分	3			
細目	4			
取得年月日	5	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
「17」欄 用に供した年月日	6	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
円		円		
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第2項」 ② 「区分番号」欄：「00603」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額				
法人税額の特別控除額の計算				
取得価額の合計額 (9)の合計	10	円	差引当期税額基準額残額 (14) - (15) - (別表六(十八)「19」) - (別表六(二十六)「4」)	18
同上のうち特定中小企業者等に係る額	11		繰越税額控除限度超過額 (24)の計	19
税額控除限度額 $((10)-(11)) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{10}{100}$	12		同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((18)と(19)のうち少ない金額)	20
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑰」)	21
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100} - (別表六(十八)「14」)$	14		当期繰越税額控除額 (20) - (21)	22
当期税額控除可能額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15		法人税額の特別控除額 (17) + (22)	23
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑱」)	16			
当期税額控除額 (15) - (16)	17			
翌期繰越税額控除限度超過額の計算				
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (24) - (25)	
・ ・ ・	24	25	26	
「22」欄 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第3項」 ② 「区分番号」欄：「00604」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額				
計				
当期分				
合計				
機械設備等の概要				

別表六(二十七) 令四・四・一以後終了事業年度分

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

令四・四・一以後終了事業年度分

国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (24の①)－(24の②) (マイナスの場合は0)			1	円		雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(三十)「12」)	13	円			
調整雇用者給与等支給額 (23の①)－(23の②) (マイナスの場合は0)			2			差引控除対象新規雇用者給与等支給額 ((1)と(4)のうち少ない金額)－(13) (マイナスの場合は0)	14				
調整比較雇用者給与等支給額 (31)			3	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額の計算	(12) ≥ 20%又は(9) = (11) > 0の場合 $(14) \times \frac{20}{100}$	15				
調整雇用者給与等支給増加額 (2)－(3) (マイナスの場合は0)			4			同上以外の場合 $(14) \times \frac{15}{100}$		16			
新規増 加割 合の 与計 等算 支	新規雇用者給与等支給額 (25の①)－(25の②)＋(25の③)		5			税額控除限度額 (15)又は(16) ((8) < 0.02の場合は0)		17			
	新規雇用者比較給与等支給額 (32)		6		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		18				
	新規雇用者給与等支給増加額 (5)－(6) (マイナスの場合は0)		7		当期税額基準額 $(18) \times \frac{20}{100}$		19				
新規雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(7)}{(6)}$ ((6) = 0の場合は0)		8	円		除額の計算	当期税額控除可能額 ((17)と(19)のうち少ない金額)	20				
教育訓 練費 増加 割合 の	教育訓練費の額		9					調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	21		
	比較教育訓練費の額 (37)		10					法人税額の特別控除額 (20)－(21)	22		
	教育訓練費増加額 (9)－(10) (マイナスの場合は0)		11								
	教育訓練費増加割合 $\frac{(11)}{(10)}$ ((10) = 0の場合は0)		12								

		給 与 等 の 支 給 額		①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	②のうち雇用	安定助成金額
		①	②			
内 雇 用 者 に 対 す る 給 与 等 の 支 給 額	23	円	円			
上 の う ち 国 内 新 規 雇 用 者 に 係 る 金 額	24					
上 の う ち 一 般 被 保 険 者 に 係 る 金 額	25					円

[22] 欄 立田左衛門の口癖

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

② 「区分番号」欄：「00659」

◎ 通用韻「關」：「關」韻的聲韻

調	整	比	較	雁	用	有	粘	与	等	又	粘	韻	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

(マイナ)スの場合は0)												
新	規	雇	用	者	比	較	給	与	等	支	給	額

比較教育訓練の費用の額の計算	
比	較
教	育
訓	練
の	費
の	額
の	計
算	

33	34	35	36
----	----	----	----

[illegible][illegible]

別表六(二十九)
「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

雇用者給与等支給額 (25)		1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(三十)「26」)		12	円
比較雇用者給与等支給額 (32)		2		差引控除対象雇用者給与等支給増加額 ((3)と(7)のうち少ない金額)－(12) (マイナスの場合は0)		13	
雇用者給与等支給増加額 (1)－(2) (マイナスの場合は0)		3		法人税額の特別控除額の計算	中 控 小 除 (4) ≥ 2.5% の場合において、(11) ≥ 10% 若しくは (8) = (10) > 0 のとき又は経営力向上要件を満たすとき $(13) \times \frac{25}{100}$	14	
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ ((2) = 0 の場合は0)		4			業 度 同 上 以 外 の 場 合 $(13) \times \frac{15}{100}$ (4) < 0.015 の場合は0)	15	
調整給増額 給の 与計 等算	調整雇用者給与等支給額 (26)	5	円		中 小 企 業 者 等 税 額 控 除 限 度 額 (14) 又は (15)	16	
	調整比較雇用者給与等支給額 (33)	6			調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	17	
	調整雇用者給与等支給増加額 (5)－(6) (マイナスの場合は0)	7			当 期 税 額 基 準 額 $(17) \times \frac{20}{100}$	18	
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	8		控 除 額 の 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((16)と(18)のうち少ない金額)	19	
	比較教育訓練費の額 (38)	9			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の②」)	20	
	教育訓練費増加額 (8)－(9) (マイナスの場合は0)	10			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19)－(20)	21	
	教育訓練費増加割合 $\frac{(10)}{(9)}$ ((9) = 0 の場合は0)	11					

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算				
国内雇用者に対する給与等の支給額	(22)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(23)のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額 (22)－(23)＋(24) (マイナスの場合は0)	調整雇用者給与等支給額 (22)－(23) (マイナスの場合は0)
22	23	24	25	26
円	円	円	円	円

比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算				
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	(28)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(29)のうち雇用安定助成金額	適用年度の月数 (27)の前事業年度又は前連結事業年度の月数
27	28	29	30	31
・	円	円	円	

比較	「21」欄 中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特例控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「旧令和2年改正前措置法第42条の12の5第2項」 ② 「区分番号」欄：「00660」 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額			
調整比				
比				
事業年度又は連				
34				

調整対象年度	・	円	――	円
	・			
	・			

(注) 本別表は、令和4年4月1日前に開始した事業年度が対象となります。
令和4年4月1日以後に開始する事業年度については、P35をご参照ください。

比				

別表六(二十九) 令四・四・一以後終了事業年度分

別表六(三十一)

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三十一) 令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円		
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人	適用可否	3
法人税額の特別控除額の計算				
雇用者給与等支給額 (別表六(三十一)付表一「4」)	4	円	控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額	19
比較雇用者給与等支給額 (別表六(三十一)付表一「11」)	5		雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(三十一)付表二「12」)	20
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (19) - (20) (マイナスの場合は0)	21
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ ((5) = 0 の場合は0)	7		第1項適用の場合 (14) $\geq$ 4 % の場合 0.1	22
調整雇用者給与等支給額 (別表六(三十一)付表一「5」)	8	円	(18) $\geq$ 20% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.05	23
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(三十一)付表一「11」)	9		税額控除限度額 (21) $\times$ (0.15 + (22) + (23))	24
調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10			25
継続雇用者給与等支給増加額 (別表六(三十一)付表一「19」)	11			26
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(11)}{(10)}$ ((10) = 0 の場合は0)	12		中小企業者等税額控除限度額 (21) $\times$ (0.15 + (25) + (26)) (7) $\leq$ 0.15 の場合は0	27
教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8」)	31
教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ ((16) = 0 の場合は0)	18		法人税額の特別控除額 (30) - (31)	32

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00677」
 ③ 「適用額」欄：「32」欄の金額

中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00678」
 ③ 「適用額」欄：「32」欄の金額

(注) 本別表は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度が対象となります。

令和4年4月1日前に開始した事業年度については、P33又はP34をご参照ください。

別表六(三十二)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(三十二)

令四・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否							
事業種目		1					
資産区分	種類	2					
	構造、用途、設備の種類又は区分	3					
	細目	4					
	取得年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 (7) - (8)						
法人税							
(9)のうち(6)が令和5年3月31日以前であるものに係る額の合計額							
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額		11			当期税額基準額 $(16) \times \frac{20}{100}$	17	
(9)のうち(6)が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間であるものに係る額の合計額		12			当期税額控除可能額 (15)と(17)のうち少ない金額	18	
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額		13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	19	
(9)のうち(6)が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間であるものに係る額の合計額		14					
税額控除限度額 $((10) - (11)) \times \frac{15}{100} + ((11) + ((12) - (13))) \times \frac{9}{100} + (13) \times \frac{5}{100} + (14) \times \frac{3}{100}$		15			法人税額の特別控除額 (18) - (19)	20	
機 械 設 備 等 の 概 要							

「20」欄

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00655」
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

別表六(三十三)

「20」、「27」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	：	：	法人名	
----------	---	---	-----	--

別表六(三十三)

令四・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否					可	
(別表六(七)「3」、「7」、「8」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)						
措法第42条の12の7第4項から第6項までの該当項		1	第 項	第 項	第 項	第 項
事業 業 種 目		2				
情 報 生 産 工 程 効 率 化 等 適 応 設 備 等 の 取 得 価 値 及 び 明 細	種 類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
	取 得 年 月 日					
	事業の用に供した年月日					
取得価額又は製作価額	取得価額又は製作価額					
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額						
差引改定取得価額	(8) - (9)					
事業適応設備の取得等をした場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第4項」						
② 「区分番号」欄：「00667」						
③ 「適用額」欄：「20」欄の金額						
事業適応設備の取得等をした場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第4項」						
② 「区分番号」欄：「00667」						
③ 「適用額」欄：「20」欄の金額						
取得価額の合計額		14				
調整前法人税額超過構成額		26				
当期税額控除額		27				
調整前法人税額超過構成額		28				
当期税額控除可能額		29				
調整前法人税額超過構成額		30				
当期税額控除可能額		31				
調整前法人税額超過構成額		32				
当期税額控除可能額		33				
調整前法人税額超過構成額		34				
当期税額控除可能額		35				
調整前法人税額超過構成額		36				
当期税額控除可能額		37				
調整前法人税額超過構成額		38				
当期税額控除可能額		39				
調整前法人税額超過構成額		40				
当期税額控除可能額		41				
調整前法人税額超過構成額		42				
当期税額控除可能額		43				
調整前法人税額超過構成額		44				
当期税額控除可能額		45				
調整前法人税額超過構成額		46				
当期税額控除可能額		47				
調整前法人税額超過構成額		48				
当期税額控除可能額		49				
調整前法人税額超過構成額		50				
当期税額控除可能額		51				
調整前法人税額超過構成額		52				
当期税額控除可能額		53				
調整前法人税額超過構成額		54				
当期税額控除可能額		55				
調整前法人税額超過構成額		56				
当期税額控除可能額		57				
調整前法人税額超過構成額		58				
当期税額控除可能額		59				
調整前法人税額超過構成額		60				
当期税額控除可能額		61				
調整前法人税額超過構成額		62				
当期税額控除可能額		63				
調整前法人税額超過構成額		64				
当期税額控除可能額		65				
調整前法人税額超過構成額		66				
当期税額控除可能額		67				
調整前法人税額超過構成額		68				
当期税額控除可能額		69				
調整前法人税額超過構成額		70				
当期税額控除可能額		71				
調整前法人税額超過構成額		72				
当期税額控除可能額		73				
調整前法人税額超過構成額		74				
当期税額控除可能額		75				
調整前法人税額超過構成額		76				
当期税額控除可能額		77				
調整前法人税額超過構成額		78				
当期税額控除可能額		79				
調整前法人税額超過構成額		80				
当期税額控除可能額		81				
調整前法人税額超過構成額		82				
当期税額控除可能額		83				
調整前法人税額超過構成額		84				
当期税額控除可能額		85				
調整前法人税額超過構成額		86				
当期税額控除可能額		87				
調整前法人税額超過構成額		88				
当期税額控除可能額		89				
調整前法人税額超過構成額		90				
当期税額控除可能額		91				
調整前法人税額超過構成額		92				
当期税額控除可能額		93				
調整前法人税額超過構成額		94				
当期税額控除可能額		95				
調整前法人税額超過構成額		96				
当期税額控除可能額		97				
調整前法人税額超過構成額		98				
当期税額控除可能額		99				
調整前法人税額超過構成額		100				

別表七（一）付表五

「12の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する
明細書

事業年度			：		：		法人名								
欠損控除前所得金額 (別表七(一)「1」)			1		円			所得限度額 (別表七(一)「1」-「2」)			2		円		
投資額残額の計算															
投資額の累計額			3		円			投資額残額 (3)-(4)			5		円		
前期以前に特例の適用を受けた金額 の累計額 (前期以前の(6)の合計額)			4					当期に特例の適用を受けた金額 (12の計)			6				
超過控除対象額の計算															
特例事業年度		特例対象控除未済欠 損金額 (別表七(一)「3」)		特例の適用がない場 合の当期控除額 (当該特例事業年度 の別表七(一)「3」と (別表七(一)「2」-当 該特例事業年度前の 別表七(一)「4」の合 計額)のうち少ない 金額) (マイナスの場合は0)		(7)のうち超過控除 可能額 (7)-(8) (マイナスの場合は0)		投資額残額		損金算入限度超過額		超過控除対象額			
		7		8		9		10		11		12			
円		円		円		円		円		円		円			
計															

別表七(一)付表五
令四・四・一以後終了事業年度分

「12の計」欄

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00674」
- ③ 「適用額」欄：「12の計」欄の金額

別表七（二）付表五

「35の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応法人の欠損金の通算の特例に関する明細書

事業年度		法人名	
欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表一「1」)	1	所得限度額 (別表七(二)付表一「1」－「2」)	2
各通算法人の所得限度額の合計額 (別表十八(一)付表二「1」)		3	
投資額の累計額			
投資の額の累計額	4	投資額残額 (4)－(5)	6
前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額 (前期以前の(7)の合計額)	5	当期に特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額 (34の計)	7
特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の計算			
特例10年内事業年度			
特例対象特定欠損金額に係る控除未済額 (別表七(二)付表一「4」)	8	特例の適用がない場合の当期控除額 (別表七(二)付表一「4」と(別表七(二)付表一「12」×「13」のうち少ない金額)	9
(8)のうち超過控除可能額 (8)－(9) (マイナスの場合は0)	10	投資額残額 (6)－(当該特例10年内事業年度前の(34))	11
損金算入限度超過額 (10)－(11) (マイナスの場合は0)	12	特定超過控除対象額 (10)、(11)と(12)のうち少ない金額	13
非特定超過控除対象額の計算			
各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額 (別表七(二)付表一「15」)	14	特例の適用がない場合の計算 非特定損金算入割合 (別表十八(一)「23の計」)－(別表十八(一)付表一「2」＋「3」) (14) (1を超える場合は1) (マイナスの場合は又は(14)＝0の場合は0)	15
損金算入限度額 (14)×(15)	16	(14)のうち超過控除可能額 (14)－(16)	17
投資額残額 (6)－(当該特例10年内事業年度前の(34)＋当該特例10年内事業年度の(13))	18	各通算法人の投資額残額の合計額 (別表十八(一)付表二「2」)	19
非特定超過控除対象額の計算			
既算出超過控除対象額 (13)＋(当該特例10年内事業年度前の(35))	20	各通算法人の既算出超過控除対象額の合計額 (別表十八(一)付表二「3」)	21
調整所得限度総額 (3)－(21)	22	非特定欠損控除前所得金額 (1)－(別表七(二)付表一「6」＋「9」)	23
各通算法人の非特定欠損控除前所得金額の合計額 (別表十八(一)付表二「4」)	24	所得基準額 (22)と(24)のうち少ない金額	25
非特定超過控除対象額の計算			
配賦前非特定超過控除対象額 (17)、(19)と(25)のうち少ない金額	26	既損金算入額及び特定損金算入額控除後の非特定欠損金控除額 (16)× $\frac{(27)}{(28)}$ (別表十八(一)付表二「3」)	27
調整非特定欠損控除前所得金額 (23)－(27)	28	各通算法人の調整非特定欠損控除前所得金額の合計額	29
配賦割合 (29)	30	配賦投資額 (当初申告の(33)－(32)) (マイナスの場合は0)	31
被配賦投資額 (当初申告の(32)－(33)) (マイナスの場合は0)	32	被配賦投資額 (当初申告の(32)－(33)) (マイナスの場合は0)	33
計			

別表七(二)付表五 令四・四・一以後終了事業年度分

認定事業適応法人の欠損金の通算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の4第3項」
 ② 「区分番号」欄：「00685」
 ③ 「適用額」欄：「35の計」欄の金額

別表八(一)

「12」若しくは「25」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

受取配当等の益金不算入に関する明細書				事業年度	・	・	法人名
当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「9の計」)				1	円		
受取配当等の額 (別表八(一)付表一「16の計」又は「20の計」)				2			
関 連 法 人 等 の 株 式 等	負	当期に支払う負債利子等の額		3			
		連結法人に支払う負債利子等の額		4			
	債	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)		5			
		超過利子額 (別表十七(3)－(4)総資					
	期末関連法人株式等の受取配当等の額から						
	(7) × $\frac{(9)}{(8)}$						
その他株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「26の計」)				11			
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「33の計」)				12			
受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (10)) + (11) × 50% + (12) × (20%又は40%)				13			
当年度実績による場合の総資産価額等の計算							
区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (27) - (28)	期末関連法人株式等の帳簿価額			
	27	28	29	30			
前期末現在額	円	円	円	円			
当期末現在額							
計							

「12」又は「25」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00583」
 ③ 「適用額」欄：「12」又は「25」欄の金額(第67条の7第1項に規定する保険業を行うものが適用を受ける金額に限る。)

(注) 非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「12」又は「25」欄に記載することになりますが、本特例は、保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

別表八(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

別表八(一)付表一

「33」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書

事業
年度：
：

法人名

支 払 利 子 等 の 額 の 明 細										
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控 除 額 の 計 算										
1 適用・不適用										
当 期 に 支 払 う 利 子 等 の 額		2	円		超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二の三)「10」)		4	円		
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)		3			支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (2) - (3) + (4)		5			
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細										
完全 子 法 人 株 式 等 関 連 法 人 株 式 等 そ の 他 株 式 等 非 支 配 目 的 株 式 等	法 人 名	6							計	
	本 店 の 所 在 地	7								
	受 取 配 当 等 の 額 の 計 算 期 間	8	：	：	：	：	：	：		
	受 取 配 当 等 の 額	9		円		円		円		円
	法 人 名	10							計	
	本 店 の 所 在 地	11								
	受 取 配 当 等 の 額 の 計 算 期 間	12	：	：	：	：	：	：		
	保 有 割 合	13								
	受 取 配 当 等 の 額	14		円		円		円		円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15								
	益金不算入の対象となる金額 (14) - (15)	16								
	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非」	17								
	同上以外の場合									
	支払利子等の額									
	法 人 名	21							計	
	本 店 の 所 在 地	22								
	保 有 割 合	23								
受 取 配 当 等 の 額	24		円		円		円		円	
同上のうち益金の額に算入される金額	25									
益金不算入の対象となる金額 (24) - (25)	26									
法 人 名 又 は 銘 柄	27							計		
本 店 の 所 在 地	28									
基 準 日 等	29	・	・	・	・	・	・			
保 有 割 合	30									
受 取 配 当 等 の 額	31		円		円		円		円	
同上のうち益金の額に算入される金額	32									
益金不算入の対象となる金額 (31) - (32)	33									

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」

② 「区分番号」欄：「00278」

③ 「適用額」欄：「28」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「33」欄の金額の合計額

別表八(一)付表一 令四・四・一以後終了事業年度分

別表十(一)

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の認定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書

事 業 年 度		法人名	別表十(一) 令四・四・一以後終了事業年度分	
「9」欄		沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第1号」) ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第1号」 ② 「区分番号」欄:「00208」 ③ 「適用額」欄:「9」欄の金額		
認定法人としての認定を受けた日	3	・ ・	特別控除額	9
事業種目	4		特別控除額	10
所得金額仮計	5	円	特別控除額	11
「9」欄		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2号」) ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第2号」 ② 「区分番号」欄:「00425」 ③ 「適用額」欄:「9」欄の金額		
算所得基準額	8	円	特別控除額	12
		「13」欄 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2項」) ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第2項」 ② 「区分番号」欄:「00544」 ③ 「適用額」欄:「13」欄の金額		
		要加算調整額 14		
		特別控除額 15		
		要加算調整額 16		

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書

			円			
国 家 戦 略 特 別 区 域 の 名 称	1		特 別 控 除 額 及 び 特 別 益 金 算 入 額 の 計 算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 ((別表四「26の①」+「32の①」)+別表 四付表「9の①」又は(別表四の二「33の ①」+「40の①」)	5	
				軽減対象所得金額又は軽減対象連結 所得金額	6	
設 立 年 月 日	2	・ ・		(5) と (6) の う ち 少 な い 金 額	7	
				特 別 控 除 額 ((7)又は別表十(二)付表「11」) $\times \frac{20}{100}$	8	
指 定 法 人 と し て の 指 定 を 受 け た 日	3	・ ・		要 加 算 調 整 額	9	
				差 引 特 別 控 除 額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10	
特 定 事 業 の 内 容	4			差 引 益 金 算 入 額 (9) - (8) (マイナスの場合は0)	11	

別表十(二)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「8」欄

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00594」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

別表十三 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

準備金の名称	1		翌期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12		円
当期積立額	2		当期利益金算入額	13		
積立限度基準額の計算	3	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	14		
	4	取引基準額 $(3) \times \frac{12}{100}$	同上以外の場合による益金算入額(26の計) + (27の計)	15		
	5	所(3)の収入金額に係る費用等の額	計 (13) + (14)	16		
の採算	6	鉱物の販売に係る所得金額 (5) - (4)	当期積立額のうち損金算入額 (2) - (11)	17		
		租税特別12項又は第4項若	期末探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額 (12) - (15) + (16)			

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

(1) 探鉱準備金の損金算入((2)に該当するもの以外)

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第1項」

② 「区分番号」欄：「00203」

③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

(2) 探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第8項」又は「令和2年改正前措置法第58条第9項」

② 「区分番号」欄：「00203」

③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

(注) 令和4年4月1日前に開始した事業年度については、令和2年改正前措置法の条項を記載してください。

(3) 海外探鉱準備金の損金算入

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第2項」

② 「区分番号」欄：「00482」

③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

「43」欄

(1) 新鉱床探鉱費の特別控除

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00205」
- ③ 「適用額」欄：「43」欄の金額

(2) 海外新鉱床探鉱費の特別控除

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00483」
- ③ 「適用額」欄：「43」欄の金額

算	(25)又は(26) (マイナスの場合は0)				計				
準備金	5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	34			算	所得基準額 ((37) - (40))又は(別表十(三)) 付表「9」若しくは「16」) - (41) (マイナスの場合は0)	42		
金額	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26の計)	35			特	別	控	除	額
の									
計算	益金算入基準額 (34) + (35)	36						43	
入算									

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業年度	・	・		

別表十四

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	・	認定計画に記載された計画期間	2	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算									
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4							
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6							
	$(6) \times \frac{1}{100} \times 120$ 円又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180)$ 円	7	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135)$ 円	9	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(10) \times \frac{1}{100} \times 60$ 円又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90)$ 円	11	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(12) \times \frac{1}{100} \times 30$ 円又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45)$ 円	13	円	円	円	円	円	円	円
日本船舶の一日当たり利益金額 (7) + (9) + (11) + (13)	14	「20」欄 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「00484」 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額							
日本船舶の持分比率	15								
日本船舶の稼動日数	16	日	日	日	日	日	日	日	日
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14) × (15) × (16)	17	円	円	円	円	円	円	円	円
損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18	円	損金算入額 (18) - (19)				20	円	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19		益金算入額 (19) - (18)				21		

II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定の取消日		22	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23	円
前金額まで合計損額の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額		日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額	損金算入額 (24) - (25)	
		24		25	26	
	・	円		円	円	
	・					
	・					
	・					
	・					
	合計					

別表十(五)
「22」、「37」、「42」、「47」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法及び沖特令の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(五)

令四・四・一以後終了事業年度分

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書											
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12		円				
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	13						
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額	14						
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15						
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16						
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17						
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18						
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	19						
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20						
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10		特別控除残額 5,000万円 - (20)	21						
P47参照		11		特別控除額 (((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	22						

特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23		特定譲渡した宅地造成事業等の特別控除額に土地等を算入	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38		円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(・・)		1,500万円 - (38)	39		
取得した対価の額	25			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40		
交換取得資産の価額	26			特別控除残額 5,000万円 - (40)	41		
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27			特別控除額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42		
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		農地譲渡保有した場合の合理的な特別控除額に農地の増減を算入	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43		
支出した譲渡経費の額	29			800万円 - (43)	44		
譲渡経費の額の計算				当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45		
差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31			特別控除残額 5,000万円 - (45)	46		
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32			特別控除額 ((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47		
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33		特定土地地区画整理事業の特別控除額に土地を算入	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48		
2,000万円 - (33)	34			1,000万円 - (48)	49		
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50		
特別控除残額 5,000万円 - (35)	36			特別控除残額 5,000万円 - (50)	51		
特別控除額 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)	37			特別控除額 ((32)、(49)と(51)のうち少ない金額)	52		

別表十(五)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法及び沖特令の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」、「第65条の2第7項」、「租税特別措置法施行令第39条の3第6項」又は「令和2年旧措置法施行令第39条の3第6項」	00217	「22」欄の金額

(注) 令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)について、租税特別措置法施行令の規定を適用する場合は、令和2年旧措置法施行令の条項を記載してください。

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「37」欄の金額

「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「42」欄の金額

「47」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「47」欄の金額

「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「52」欄の金額

別表十(六)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

事業年度		：	：	法人名		
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十(六)付表一「11」の合計)	1	円	当期控除未済欠損金額 (別表七(一)「3」の計)	7	円	
	2	円	当期所得欠損金当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	8	円	
	3	円	翌期繰越欠損金額 (7) - (8)	9	円	
	4	円	当期所得基準額 (2) - (3) - (4) - (5) - (6) - (9)又は(別表十(六)付表二「10」) (125億円を超える場合は125億円) (マイナスの場合は0)	10	円	
	5	円	当期特別勘定繰入額のうち損金算入額 (1)と(10)のうち少ない金額	11	円	
	6	円				
当期益金算入額の計算						
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十(六)付表一「13」の合計)	12	円	(12)及び(13)以外の益金算入額 (別表十(六)付表一「15」の合計)	14	円	
要加算調整額 (別表十(六)付表一「14」の合計)	13	円	当期益金算入額 (12) + (13) + (14)	15	円	

別表十(六) 令四・四・一以後終了事業年度分

「11」欄

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00656」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

別表十(七)

「6」、「22」、「27」又は「31の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十(七)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書			
医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2		損金算入額の計算
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3		損金算入額 (3) - (5)
損金算入限度額			
「6」欄			
社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合			
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第1項」			
② 「区分番号」欄：「00485」			
③ 「適用額」欄：「6」欄の金額			
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9		(9) × $\frac{62}{100}$
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10		(10) × $\frac{57}{100}$
			率による経費の額
			12
			13
			14
			15
			16
			特別控除に関する明細書
			20
			21
			22
譲渡原価の額 (17) + (18)	19		特別控除額 (20) - (21)

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書			
基金に係る法人名	23		
「27」欄			
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合			
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第1項」			
② 「区分番号」欄：「00374」			
③ 「適用額」欄：「27」欄の金額			
当期に支出した負担金等の額	26		
同上のうち損金の額に算入した金額	27		

IV 特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

特定業績連動給与の損金算入に関する明細書			
「31の計」欄			
特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例を適用している場合			
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2第1項」			
② 「区分番号」欄：「00673」			
③ 「適用額」欄：「31の計」欄の金額			
同上のうち損金の額に算入した金額	31		

別表十(ハ)
「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書				事業年度	法人名		
配当の額の計算	利益の配当の額	1	円	特定社債の発行	特定社債の当期末残高	14	円
	みなし配当の額	2					
	配当の額 (1) + (2)	3			$(14) \times \frac{5}{100}$	15	
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4		の発行をして	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16	
	前期繰越損失の額	5			$(15) - (16)$	17	
	減損損失の額	6			当期に償還した 特定社債の額の合計額	18	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7		いる場合	特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額	19	
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8			$(18) - (19)$	20	
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、 $(8) - (23)$) (マイナスの場合は0)	9			損金の額に算入される 減価償却費の額	21	
$(9) \times \frac{90}{100}$		10		の調整	$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)	22	
(3) が (10) を超える場合の (3) の額		11			特定社債の発行を している場合の調整額 $(17) + (22) \times 2$	23	
所得金額合計 (別表四「34の①」)		12					
支払配当の損金算入額 (11) と (12) のうち少ない金額		13					

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00396」
 ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(ハ) 令四・四・一以後終了事業年度分

別表十(九)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書				事業年度	法人名		
配当等の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	12	円	
	みなし配当等の額(出資等減少分配に係る部分の金額を除く。)	2		前 期 繰 越 損 失 の 額	13		
	小 計 (1) + (2)	3		買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の 合 計 額 (別表十(九)付表「5の計」)	14		
	出 資 等 減 少 分 配 の 額	4		可 一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 積 立 額	15		
	同上に係るみなし配当等の額	5		能 繰 越 利 益 等 超 過 純 資 産 控 除 項 目 額 (別表十(九)付表「14」)	16		
	配 当 等 の 額 (3) - (4) + (5)	6		利 買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の うち 当 期 加 算 額 (別表十(九)付表「35の計」)	17		
	配 能 利 益 の 額	7		益 一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 取 崩 額	18		
	「11」欄 投資法人に係る課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」 ② 「区分番号」欄：「00397」 ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額			の 益 等 超 過 純 資 産 控 除 項 目 の うち 当 期 加 算 額 (別表十(九)付表「42」)	19		
				引 計 (3) - (14) - (15) - (16) + (17) + (19) (マイナスの場合は0)	20		
	((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額	9		計 利 益 超 過 分 配 金 額	21		
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)				算 出 資 総 額 戻 入 金 額	22		
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (9)と(10)のうち少ない金額)				配 当 可 能 利 益 の 額 (20) + ((21) - (22))	23		

別表十(九)

令四・四・一以後終了事業年度分

別表十(十)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(十)

令四・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書									
利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円	令四・四・一以後終了事業年度分	
	超 過 分 配 額	2							
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3			$(17) \times \frac{5}{100}$	18			
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4			期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19			
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5							
	減 損 損 失 の 額	6			$(18) - (19)$	20			
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7							
	差 引 計 (4) - (5) - (7)	8			当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21			
	(社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8) - (26)) (マイナスの場合は0)	9			特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22			
	超 過 分 配 額 (2)	10							
「16」欄	事業年度後に	11			$(21) - (22)$	23			
	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合								
	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」				算入される	24			
	② 「区分番号」欄：「00398」				卸費の額				
「16」欄	③ 「適用額」欄：「16」欄の金額								
	(1) が (13) を超える場合の (3) の額	14		合 計 の 調 整	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25			
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15							
	利 益 の 分 配 の 額 の う ち 当期の損金の額に算入する金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	16			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26			

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	分配可能	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円		
	超 過 分 配 額	28			期 首 欠 損 金 の 額	35			
					減 損 損 失 の 額	36			
	「33」欄	29			$\frac{70}{100}$	37			
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合						配 可 能 収 益 額 (35) - (37) (0の場合は0)	38		
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の3第1項」						超 過 分 配 額 (28)	39		
② 「区分番号」欄：「00399」						の 計 算			
③ 「適用額」欄：「33」欄の金額						超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39) に 充 て ら れ た 金 額	40		
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32			計算	分 配 可 能 収 益 の 額 (38) + (39) - (40)	41			
収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額)	33								

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	-----	-----	-----

特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		当期均等益金算入額 (25の計)	13	
資源開発投資法人等の認定	3	第 号	同上以外の場合による 益金算入額 (26の計)	14	
特 定 株 式 等 の 認 定	4	第 号	計 (13) + (14)	15	
当 期 積 立 額	5	円	当期積立額のうち損金算入額 (5) - (11)	16	
積立限度額の計算	6	円	期末海外投資等 損失準備金の金額 (12) - (15) + (16)	17	
	7	円	貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金	18	
	8		差 (18) - ()		
	9		当期分 貸借対照表の金額との差額 (15) - ((5) - ((18) - 前期の(18)))	20	
	10		当期に生じた差額の合計額 (11) + (20)	21	
積立限度超過額 (5) - (10)	11		前期末における差額 (前期の(19))	22	
益 金 算 入 額 の 計 算					
積立事業年度	当初の積立額のうち 損金算入額	期首現在の 準備金の額	当期益金算入額 5年経過後5年間均等 益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{60}$	(25) 以外の場合	翌期繰越額 (24) - (25) - (26)
	23	24	25	26	27
積立から5年を経過した日の翌日の	・ ・	円	円	円	
・ ・	・ ・				円
・ ・	・ ・				
・ ・	・ ・				
・ ・	・ ・				
・ ・	・ ・				
・ ・	・ ・				
・ ・	・ ・				
・ ・	・ ・				
当期分					
計		円	円	円	

別表十二(一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P54参照

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項」、「第55条第8項」(同条第1項第1号)又は「令和2年改正前措置法第55条第9項」(同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項」、「第55条第8項」(同条第1項第2号)又は「令和2年改正前措置法第55条第9項」(同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」、「第55条第8項」(同条第1項第3号)又は「令和2年改正前措置法第55条第9項」(同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」、「第55条第8項」(同条第1項第4号)又は「令和2年改正前措置法第55条第9項」(同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第8項」及び「令和2年改正前措置法第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

(注) 令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)については、令和2年改正前措置法の条項を記載してください。

別表十二(二)
「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(二) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」又は「令和2年改正前措置法第55条の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00672」
- ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

(注) 令和4年4月1日前に開始した事業年度については、令和2年改正前措置法の条項を記載してください。

[illegible]

別表十二(六)
「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	(	)	別表十二(六) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
特定廃棄物最終処分場の所在地		1		翌期繰越金額入額の計	期首特定災害防止準備金の金額			7	円	
					当期繰越金額入額の計	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額		8		
特定廃棄物最終処分場の名称		2		繰越金額入額の計	同上以外の場合による益金算入額			9		
					計 (8) + (9)			10		
当期準備金積立額		3		算	当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (6)			11		
積立限度額の計算	当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額	4			期末特定災害防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)			12		
				貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		13			
	差引 (13) - (12)		14							
	積立限度額の計算	積立限度額 (4) × $\frac{\quad}{100}$	5		当期	貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((3) - ((13) - 前期の(13)))		15		
前分					当期に生じた差額の合計額 (6) + (15)		16			
積立限度超過額 (3) - (5)		6		前前期分	前期末における差額 (前期の(14))		17			

「11」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和4年旧措置法第56条第1項」※1、「令和4年旧措置法第56条第6項」※2、「令和2年改正前措置法第56条第1項」※1又は「令和2年改正前措置法第56条第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00194」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

(注) 令和4年4月1日に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)については、令和2年改正前措置法の条項を記載し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度(旧事業年度を除きます。)については、令和4年旧措置法の条項を記載してください。

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

(

別表十二(八)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		翌期	首原子力発電施設解体準備金の金額	18		円
積立期間	2	・ ・ ・ ・					
当期積立額	3		当期	解体費用を支出した場合の益金算入額	19		
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4	繰越金算入額の計				
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5		繰越金算入額の計	累積限度超過額 (17)	20	
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		繰越金算入額の計	その他の場合による 益金算入額	21	
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7		繰越金算入額の計			
	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8		繰越金算入額の計	計 (19) + (20) + (21)	22	
	計 (6) + (7) - (8)	9					
積立限度額	10			当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23		
積立限度超過額 (3) - (10)	11		算	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24		
累積限度基準額 (5)	12		貸借	貸借対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金	25		
前算(前期)							
度益							
超過							
前超(前期)							
額の差							
計							
算	当期累積限度超過額 (16) - (12)	17	明細	前期末における差額 (前期の(26))	29		

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1、「第57条の4第9項」※2又は「令和2年改正前措置法第57条の4第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00197」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

(注) 令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)については、令和2年改正前措置法の条項を記載してください。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

()

別表十二(九) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

[illegible]

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十二(十)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 險 等 の 種 類	1							合 計
異常危険準備金の繰越額	2	円	円	円	円	円	円	円
当期首異常危険準備金の繰越額	3							
当期首異常危険準備金の繰越額	4							
当期首異常危険準備金の繰越額	5							
10年洗替前の期首異常危険準備金の繰越額	6							
当期積立額	7							
正味収入保険料等	8							
積立率	9	()	()	()	()	()	()	
積立限度額	10	円	円	円	円	円	円	
差引積立限度超過額	11							
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12							
「7」欄 保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2 ② 「区分番号」欄：「00198」 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額（「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額） ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合								
内	19							
記								
当								
準備金の繰越額	(8) ×							
10年を経過した額	((12)							
(13)と(25)のうち少ない金額	26							円
限度超過額合計	27							
期末異常危険準備金の金額	28							
貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29							
差 引	30							
貸借対照表の取崩不足額	31							
当期に生じた差額の合計額	32							
前期末における差額	33							

別表十二(十一)
「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()	
新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日				1	平	・	・	
当期積立額				2	円			
(2)の内訳	(2)のうち損金経理による積立額			3	繰越金額	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額	17
	(2)のうち剰余金の処分による積立額			4		均等益金算入額	(17) × ——	18
	空港用地額の取得価額の算			5		同上以外の場合による益金算入額		19
	(5) × $\frac{1}{10}$			6		計	(18) + (19)	20
限度額の算	指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額(別表四「45の①」)又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」)			7	貸借対照表の	当期積立額のうち損金算入額(15)		21
	新関空会社所得金額			8		期末関西国際空港用地整備準備金の金額(16) - (20) + (21)		22
	新関空会社欠損金額			9		貸借対照表に計上されている関西国際空港用地整備準備金		23
	(((7) + (8))又は((7) - (9))) × $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)			10		差引(23) - (22)		24
				11				
「15」欄								
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合								
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」								
② 「区分番号」欄：「00421」								
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額								
取崩不足額(24) - 前期の(23))							25	
超過額(14)							26	
当期に生じた差額の合計額(25) + (26)							27	
前期末における差額(前期の(24))							28	

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

(

別表十二(十二)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	翌期首中部国際空港整備準備金の金額	11	円
(1) の内訳	(1) のうち損金経理による積立額	2		均等益金算入額の計算	12	
	(1) のうち剰余金の処分による積立額	3		均等益金算入額 (12) × —	13	
	空港用地取得の価額	4		同上以外の場合による益金算入額	14	
	空港用地取得の価額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時点における中部国際空港用地の帳簿価額)	5		計 (13) + (14)	15	
積立限度額の計算	積立限度基準額 (4) × $\frac{1}{10}$	6		当期積立額のうち損金算入額 (10)	16	
	積立限度基準額残額 (4) - ((11) - (14))	7		期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17	
	所得又は連結所得の金額 (別表四「45の①」又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」))	8		貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
	所得基準額の計算 (7) × $\frac{2}{3}$	9		差引 (18) - (17)	19	
算	積立限度額 ((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)	10		貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20	
	当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額	11		積立限度超過額 (1) - (9)	21	
				当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22	
				前期末における差額 (前期の(19))	23	

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十二(十三)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 の 種 類 及 び 名 称	1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	3	円	円	円	円	円
当 期 特 別 修 繕 費 を 支 出 し た 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3) - (4) - (6))と(24)のうち少ない金額)	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4) + (5) + (6)	7					
差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (3) - (7)	8					
当 期 積 立 額	9					
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	
(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積 立 限 度 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積 立 限 度 超 過 額 (9) - (15)	16					円
期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (8) + (9) - (16)	17					
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
差 引 (18) - (17)	19					

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1、「第57条の8第9項」※2又は「令和2年改正前措置法第57条の8第10項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00391」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

(注) 令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)については、令和2年改正前措置法の条項を記載してください。

特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	26			の 計 算	期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (31) - (32)	33	
当期の月数 120	27	—		貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金		34	
10 年 均 等 取 崩 金 額 (26) × (27)	28		円	差 引 (34) - (33)		35	
同上以外の場合による益金算入額	29			当 期 積 立 額		36	
当 期 益 金 算 入 額 (28) + (29)と(31)のうち少ない金額)	30			貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (30) - ((36) - ((34) - 前期の(34)))		37	
				計 (36) + (37)		38	
				前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(35))		39	

別表十二(十四)
「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書							
認定計画等の種類	1		翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11		円
交付金等の該当号	2	第 号	当期繰越額	5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	12		
交付金等の額	3		当期繰越額	同上以外の場合による益金算入額(26の計) + (27の計)	13		
当期積立額	4		当期繰越額	計 (12) + (13)	14		
(4)の	(4)のうち損金経理による積立額	5	当期繰越額	当期積立額のうち損金算入額(10)	15		
内訳	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6	当期繰越額	期末農業経営基盤強化準備金の金額(11) - (14) + (15)	16		
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7	当期繰越額	貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金差引 (17) - (16)	18		
積立限度額の計算	所得基準額 (別表四「45の①」 - (12) - 別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」 - (12) - 別表四の二付表「35の①」)	8	当期繰越額	貸借対照表の取崩不足額 (14) - ((4) - ((17) - 前期の(17)))	19		
積立限度額の計算	積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額	9	当期繰越額	積立限度超過額 (4) - (9)	20		
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額	10		当期繰越額	当期に生じた差額の合計額 (19) + (20)	21		
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額	10		前期分	前期末における差額 (前期の(18))	22		
II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書							
取得資産の明細	農用地等の種類	29					計
取得年	取得年月日	30	・ ・	・ ・	・ ・		
農用地等の取得価額	31		円	円	円		円
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32						
(32)のうち損金経理による金額	33						
(32)のうち剰余金の処分による金額	34						
準備金等	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益(25の計)	35					
任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益(26の計)	36						
(3)のうち準備金と積み立てられなかった交付金等の計	37						
圧縮限度額	(35) + (36) + (37)	38					
所得基準額	(別表四「45の①」 - (10) - (12) - 別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」 - (10) - (12) - 別表四の二付表「35の①」)	39					
取得価額基準額	(31) - 1円	40	① 円	② 円	③ 円	① + ② + ③	
圧縮限度額	((38)、(39)と(40)のうち少ない金額)	41					
個別資産の圧縮限度額	42		円	円	円		
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 (32)と(42)のうち少ない金額	43		④	⑤	⑥	④ + ⑤ + ⑥ 円	

別表十二(十四) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「10」欄

農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00354」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

「43の計」欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の3第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00355」
- ③ 「適用額」欄：「43の計」欄の金額

別表十三(四)
「25」、「33」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	()		
譲渡資産の明細	公 共 事 業 者 の 名 称			1	代 替 資 産 に つ い て	取得した代替資産の種類		24		
	収用換地等による譲渡年月日			2		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		25		
	譲 渡 資 産 の 種 類			3		代替資産の取得のため(21)又は(21)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額		26		
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額			4		圧 縮 限 度 額 (26) × (23)		27		
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額			5	帳 簿 価 額 の 減 額 等	前を資期し産いたで前減あに価る取償場得却合		28		
	同補償金以外の額の計算	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		6		前期末の取得価額		29		
		経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		7		前期末の帳簿価額		30		
		移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		8		圧 縮 限 度 額 (27) × (29) (28)		31		
取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)				9		圧 縮 限 度 超 過 額 (25) - ((27)又は(30))		32		
保 留 地 の 対 価 の 額				10	を し た 場 合	取得価額に算入しない金額 (25)と(27)のうち少ない金額)又は (25)と(30)のうち少ない金額) × (28) (29)		33		
交 換 取 得 資 産 の 価 額				11		特 別 勘 定 に 経 理 し た 金 額		34		
譲渡経費の額の計算	支 出 し た 譲 渡 経 費 の 額			12		繰 入 限 度 額 の 計 算	繰入限度額の計算		35	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額			13			繰 入 限 度 額 (35) × (23)		36	
	差 引 譲 渡 経 費 の 額 (12) - (13)			14	繰 入 限 度 超 過 額 (33) - (36)		37			
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14) × (9) + (10) (9) + (10) + (11)			15	翌期繰越額の計算		38			
交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)				16	場 合	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額		39		
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地等に対する帳簿価額 (4) × (9) + (10) (9) + (10) + (11)					当期中に益金の額に算入すべき金額		40		
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (17)			18		期 末 特 別 勘 定 残 額 (38) - (39) - (40)		41		
	取得した補償金等の額 (9)			19		交 換 取 得 資 産 の 種 類		42		
	同 上 に 係 る 譲 渡 経 費 の 額 (14) × (9) (9) + (10) + (11)			20	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額		43			
差引補償金等の額の計算	差 引 補 償 金 等 の 額 (19) - (20)			21	圧 縮 限 度 額 の 計 算	交換取得資産の価額 (11)		44		
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × (9) (9) + (10) + (11)			22		交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) 又は (18)		45		
	差 益 割 合 (21) - (22) (21)			23		交換取得資産につき支払った交換差金の額		46		
						交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) 又は (16)		47		
						計 (45) + (46) + (47)		48		
						圧 縮 限 度 額 (44) - (48)		49		
						圧 縮 限 度 超 過 額 (43) - (49)		50		

別表十三(四) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P65参照

別表十三(四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第9項」	00356	「25」欄の金額 (「27」又は「30」 欄の金額を超える 場合には、これ らの欄の金額)
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第9項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第9項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第9項」	00548	

※ 「第64条第9項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第9項」、「第65条第3項において準用する第64条第9項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「33」欄の金額 (「36」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「43」欄の金額 (「49」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)

「21」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	法人名	()	
(号該当)						
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1				譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
	同上の資産の取得年月日	2	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	譲渡した資産の所在地	3				計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	
	対価の額	6	円	円	円	円
	譲渡簿価額	7				
	譲渡に要した経費の額	8				
	計	9				
	(7) + (8)					
差益割合	10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11				
	取得した買換資産の所在地	12				
	取得年月日	13	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19				
	取得価額	20	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21				
	買換資産の取得に充てようとする金額又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22				
	圧縮基礎取得価額((14)又は(20))と(22)のうち少ない金額	23				
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	24				
	前期末の取得価額	25				
	前期末の帳簿価額	26				
	圧縮基礎取得価額(23) × (25) / (24)	27				
	圧縮限度額((23)又は(26)) × (10) × 80.70又は75 / 100	28				
	圧縮限度超過額(21) - (27)	29				
	取得価額に算入しない金額((21)と(27)のうち少ない金額)又は((21)と(27)のうち少ない金額) × (24) / (25)	30				
対価の額の合計額	対価の額の合計額(6の計)	31				
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	32				
	特別勘定の対象となり得る金額(30) - (31)	33				
	翌期繰越額の計算	34				
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額((37)と(39)のうち少ない金額) × 80.70又は75 / 100	35				
	同上のうち前期末までに資産の取得に充てた金額	36				
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	37				
	翌期繰越額の計算	38				
	対価の額の合計額(33) - (34) - (35)	39				
	その他参考となる事項	40				

別表十三(五) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P67参照

P68参照

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00359	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		00549	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		00550	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第3号該当)		00363	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第4号該当)		00422	
日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		00364	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」若しくは「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」若しくは「第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の9」	00557	

※ 「第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換え資産を取得した場合が該当します。

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00365	「37」欄の金額 (「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		00553	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		00554	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第3号該当)		00369	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第4号該当)		00423	
日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		00370	

※ 「第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(六) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日	1	・ ・	取得資産のみの取	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円
譲渡した資産の種類	2		圧	譲渡直前の帳簿価額(8)	14	
「13」欄 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2 ② 「区分番号」欄: 「00260」 ③ 「適用額」欄: 「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合						
譲渡した土地等の面積	5		清算金を取得した場合	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17	
譲渡帳簿価額	6	円	圧	圧縮限度額 $(15) - (17)$	18	
譲渡に要した経費の額	7		圧	圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19	
細価計 (6) + (7)	8		譲渡資産の譲渡	資産の帳簿価額を減額した金額	20	
取得資産の価額	11	円	圧	取得資産の価額 (11)	21	
「20」欄 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2 ② 「区分番号」欄: 「00260」 ③ 「適用額」欄: 「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合						
取得した土地等の面積	12	平方メートル	圧	圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26	

別表十三(七)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い
取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に關する
明細書事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

交 換 の 年 月 日	1	・	・	交 換 取 得 資 産 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し、又 は 積 立 金 と し て 積 み 立 て た 金 額	13	
				譲 渡 直 前 の 帳 簿 価 額	14	

「13」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取
得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2
 ② 「区分番号」欄：「00265」
 ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資 産 の 明 細	譲 渡 し た 所 有 隣 接 土 地 等 の 面 積	5	平方メートル	場 取 計 算	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	
	譲 渡 帳 簿 価 額	6	円	交 換 取 得 資 産 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し、又 は 積 立 金 と し て 積 み 立 て た 金 額	20	
	譲 渡 に 要 し た 経 費 の 額	7		交 換 取 得 資 産 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し、又 は 積 立 金 と し て 積 み 立 て た 金 額	20	

「20」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差
金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2
 ② 「区分番号」欄：「00265」
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資 産 の 明 細	取 得 資 産 の 価 額	11	円	入 出 計 算	圧 縮 限 度 額 (21) - (24)	25
	取 得 し た 土 地 等 の 面 積	12	平方メートル	場 合	圧 縮 限 度 超 過 額 (20) - (25)	26

別表十三(七) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(八)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の
圧縮額の損金算入に関する明細書事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(八)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先 行 取 得 土 地 等 の 明 細							
		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取得の日を含む事業年度 又は連結事業年度	2	平 平	平 平	平 平	平 平	平 平	平 平
届出書の提出年月日	3	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	6	円	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取得価額 (6) (7)	8						
「17」欄 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和2年改正前措置法第66条の2第1項」※1又は「令和2年改正前措置法第66条の2第7項」※2 ② 「区分番号」欄：「00266」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合							
譲渡土地							
譲渡土地							
対							
譲渡利益金額の計算							
譲渡利益金額							
計 (12) + (13)	14						
譲渡利益金額 (11) - (14)	15						
圧縮							
限度額の計算		①	②	③	④	⑤	
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17						
圧縮							
限度額の計算							
((15)の計) × (80%又は60%)	18						
(18)のうち適用済みの金額	19		(21)の①	(21)の①+②	(21)の①+②+③	(21)の①+②+③+④	
(18) - (19)	20						
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21						
圧縮限度超過額 (17) - (21)	22						

別表十三(九)
「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
賦課金の額	1			試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5		
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2			圧縮の(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6		
差引賦課金の額 (1) - (2)	3			圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7		
取得した試験研究用資産の種類	4			圧縮限度超過額 (5) - (7)	8		

別表十三(九) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00373」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(十)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(十) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1	告示年月日	4	・ ・
助成金等を交付した者	2	告示番号	5	第号
助成金等の交付を受けた年月日	3	・ ・	交付を受けた助成金等の額	6
円				
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算				
帳簿価額の減額等をした場合		特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8	円		
損金不算入額 (8) - (7)	9	円	繰入限度額 (12) - (14)	18
転廃業助成金の額	10	円	繰入限度超過額 (17) - (18)	19
減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11	円	翌当初の特別勘定の金額 (17) - (19)	20
差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12	円	繰入限度超過額	21
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	円	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	22
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14	円	当期中に益金の額に算入すべき金額	23
圧縮限度額の計算	15	円	期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16	円		

P74参照

別表十三(十)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の4第5項」	00276	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)

「26」又は「42」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

寄附金の損金算入に関する明細書

公益法人等以外の法人の場合				事業年度	業年度	法人名	
一般寄附	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損支出した寄附金	長期給付事業への繰入利子額	25	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2					
	その他の寄附金額	3				同上以外のみなし寄附金額	26
	計 (1)+(2)+(3)	4					
	全支配関係がある	5				その他の寄附金額	27

「26」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00393」
- ③ 「適用額」欄：「26」欄の金額

(注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄を記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

特定金 定算 する入 益寄附 増進金 額の 人特計 等別算 に損	$\frac{(9)+(12)}{4}$			計 算 指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33	
	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) $\times \frac{6.25}{100}$		14				
	期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (11) $\times \frac{3.75}{1,000}$		15			損金算入限度額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は ((31)と(33)のうち多い金額)	34
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14)+(15) $\times \frac{1}{2}$		16			指定寄附金等の金額 (41の計)	35
	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 又は(16)のうち少ない金額)		17			国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36

「42」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第2項」※1※2
- ② 「区分番号」欄：「00394」※1又は「00424」※2
- ③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1又は「特例認定特定非営利活動法人」※2が記載されているものの合計額

※1 「第66条の11の3第2項」(区分番号：「00394」)
「認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

※2 「第66条の11の3第2項」(区分番号：「00424」)
「特例認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

計					
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細					
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額	42
					円
計					
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細					
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額	円

別表十四(六)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十四(六)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮記帳等による損金算入額	7					
「14」欄	利 益 額					

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条第10項」

② 「区分番号」欄：「00582」

③ 「適用額」欄：「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した資産の「14」欄の金額

譲渡利益額の調整	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額(前期の(14))	12					
	当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13					
	翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14					
譲渡損失額の調整	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額(前期の(17))	15					
	当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16					
	翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17					
	当期に譲渡法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	
簡便法に適用する期間	償却期間の月数 〔譲渡法人が適用する耐用年数〕×12	19	月	月	月	月	
当期損金算入額	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20					
	当期益金算入額 (8)× $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10)× $\frac{(20)}{(19)}$	22					
繰延資産	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24					
	当期益金算入額 (8)× $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10)× $\frac{(24)}{(23)}$	26					

別表十六(一)
「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
資産細目	種類	1				
区	取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
分	事業の用に供した年月	5				
取得価額	耐用年数	6	年	年	年	年
帳簿	取得価額又は製作価額	7	外 円	外 円	外 円	外 円
額	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8				
	差引取得価額(7)-(8)	9				
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
	期末現在の積立金の額	11				
	積立金の期中取崩額	12				
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14				
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
	合 計(13)+(14)+(15)	16				
当期分の普通償却	平成19年3月31日以前取得分	17				
	残 存 価 額	18				
	差引取得価額×5% $(9) \times \frac{5}{100}$	19				
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	20				
	旧定額法の償却率	21	円	円	円	円
	算 出 償 却 額(19)×(20)	22	()	()	()	()
	増 加 償 却 額(21)×割増率	23				
	計(21)+(22)又は(16)-(18)	24				
	算 出 償 却 額(18-1円)× $\frac{5}{60}$	25				
限度額等	平成19年4月1日以後取得分	26				
	定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	27	円	円		円
	定 額 法 の 償 却 率	28	()	()		()
	算 出 償 却 額(25)×(26)	29				
	増 加 償 却 額(27)×割増率	30				
	計(27)+(28)	31				
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	32	外 円	外 円	外 円	外 円
	特別償却限度額	33				
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	34				
	計(30)+(32)+(33)	35				
当期償却額	当期償却額	36				
差引	償 却 不 足 額(34)-(35)	37				
	償 却 超 過 額(35)-(34)	38	外	外	外	外
償却超過額	前期からの繰越額	39				
	当認 償却不足によるもの	40				
	損 積立金取崩しによるもの	41				
	金額に 差引 合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	42				
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((39)-(38))と((32)+(33))のうち少ない金額	43				
	当期において切り捨てて特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	44				
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額(42)-(43)	45				
	翌越 額	46				
	額 当期分不足額	47				
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((33)-(39))と(32)のうち少ない金額	48				
備考						

別表十六(一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P81～84参照

P84参照

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十六(二) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

種 類	1						
資 構 造	2						
産 細 目	3						
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5						
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円
(7)のうち積立金方式による圧縮記載の場合の償却計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8						
差 引 取 得 価 額	9						
(7)-(8)							
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
期末現在の積立金の額	11						
積立金の期中取崩額	12						
差 引 帳 簿 記 載 金 額	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△
(10)-(11)-(12)							
損金に計上した当期償却額	14						
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	外
合 計	16						
(13)+(14)+(15)							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17						
償却額計算の基礎となる金額	18						
(16)-(17)							
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	19						
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	20						
旧定率法の償却率	21		円	円	円	円	円
算 出 償 却 額	22	()	()	()	()	()	()
(16)×(19)の場合	23						
増 加 償 却 額	24						
(21)×割増率	25						
計	26						
(21)+(22)又は(18)-(19)	27						
算 出 償 却 額	28						
(16)≤(19)の場合	29						
(19-1円)× $\frac{5}{60}$	30						
定 率 法 の 償 却 率	31						
調 整 前 償 却 額	32		円	円	円	円	円
(18)×(25)	33						
保 証 率	34						
償 却 保 証 額	35		円	円	円	円	円
(9)×(27)	36						
改 定 取 得 価 額	37						
(26)×(28)	38						
改 定 償 却 率	39		円	円			円
改 定 償 却 額	40						
(29)×(30)	41						
増 加 償 却 額	42	()	()	()	()	()	()
(26)又は(31)×割増率	43						
計	44						
(26)又は(31)+(32)	45						
当期分の普通償却限度額等	46						
(23)、(24)又は(33)	47						
当期分の償租税特別措置法別表第1に掲げる償却特別率又は特別償却率	48						
特別償却限度額	49	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	50						
合 計	51						
(34)+(36)+(37)							
当 期 償 却 額	52						
償 却 不 足 額	53						
(38)-(39)	54						
償 却 超 過 額	55						
(39)-(38)	56						
前 期 か ら の 繰 越 額	57	外	外	外			
当期償却不足によるもの	58						
積立金取崩しによるもの	59						
差引合計翌期への繰越額	60						
(41)+(42)-(43)-(44)	61						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	62						
((40)-(43))と(36)+(37)のうち少ない金額	63						
当期において切り捨てた特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	64						
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額	65						
(46)-(47)	66						
翌期への繰越額	67						
・	68						
・	69						
当期分不足額	70						
繰越	71						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	72						
((40)-(43))と(36)のうち少ない金額	73						
備考							

P81～84参照

P84参照

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用
減価償却資産の償却額の計算に関する明細書事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十六(三)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・
取得価額	事業の用に供した年月	5						
	取得価額又は製作価額	6	外	円外	円外	円外	円外	円
取得価額差引	(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7						
	取得価額差引(6)-(7)	8						
帳簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9						
	期末現在の積立金の額	10						
償却額	積立金の期中取崩額	11						
	差引帳簿記載金額(9)-(10)-(11)	12	外△	外△	外△	外△	外△	
額	損金に計上した当期償却額	13						
	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外	外	
鉱山の寿命数	合計(12)+(13)+(14)	15						
	年	16		年		年		年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数		17						
同上の期間内における採掘予定数量		18	トン	トン	トン	トン	トン	
経済的採掘可能数量		19						
当期産出鉱量		20						
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	21	円	円	円	円	円	円
	残存価額	22						
	差引取得価額×5% (8)× $\frac{5}{100}$	23						
	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額(8)-(21)	24						
	鉱量1トン当たり償却金額(23) (18)又は(19)のうち少ないトン数	25						
	算出償却額((20)×(24))又は(15)-(22)	26						
	算出償却額((22)-1円)× $\frac{60}{100}$	27						
	生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額(8)	28						
	鉱量1トン当たり償却金額(27) (18)又は(19)のうち少ないトン数	29						
	算出償却額(20)×(28)	30						
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額(25)、(26)又は(29)	31	条	項	条	項	条	項
	租税特別措置法適用条項	32	外	円外	円外	円外	円外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	特別償却限度額	33						
	合計(30)+(32)+(33)	34						
当期償却額		35						
差引	償却不足額(34)-(35)	36						
	償却超過額(35)-(34)	37						
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外			外	
	当期償却不足によるもの	39						
特別償却不足額	積立金取崩しによるもの	40						
	差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	41						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額(((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額)	42						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
特別償却不足額	差引翌期への繰越額(42)-(43)	44						
	翌期の繰越内額	45						
特別償却不足額	当期分不足額	46						
備考	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額(((36)-(39))と(32)のうち少ない金額)	47						

P81～84参照

P84参照

別表十六(五)
「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()	別表十六(五) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5						
耐 用 年 数	耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	取得 価 額
	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円	外	円	外	
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8						
	差 引 取 得 価 額 (7) - (8)	9						
	償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10						
帳 簿	期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11						備 額
	積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12						
	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10) - (11) - (12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	
	損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14						
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外	外	外	外	外	
額	合 計 (13) + (14) + (15)	16						当期分の普通償却限度額
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	17						
	旧定率法又は定率法の償却額の計算の基礎となる金額 (16) - (17)	18						
	平成19年3月31日以前取得分 旧定額法 旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9) - (9) × $\frac{10}{100}$	19						
	旧定率法 旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	20		円	円	円	円	
当期分の普通償却限度額	定額法 定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	21						P81～84参照
	定率法 定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	22						
	算 出 償 却 額 (19) × (20) 又は (21) × (22)	23		円	円	円	円	
	定額法 定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24						
	定率法 定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	25		円				
当期分の普通償却限度額	算 出 償 却 額 (24) × (25) 又は (26) × (27)	26		円	円	円	円	P84参照
	当期分の普通償却限度額 (23) 又は (28)	27						
	特 別 償 却 限 度 額	28						
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	29						
	口 算 (29) + (30) + (31)	30						
償 却 限 度 額	差 引 取 得 価 額 × 50 % (9) × $\frac{50}{100}$	31						P84参照
	当 期 償 却 可 能 限 度 額	32						
	当 期 の 通 常 償 却 額 (32) 又は (34) のうち少ない金額	33						
	取 替 え た 新 た な 資 産 に 係 る 損 金 算 入 額	34						
	償 却 限 度 額 (35) + (36)	35						
当 期 償 却 額	当 期 償 却 額	36						差 引
	償 却 不 足 額 (37) - (38)	37						
	償 却 超 過 額 (38) - (37)	38						
	前 期 か ら の 繰 越 額	39	外	外	外	外	外	
	当 期 償 却 不 足 に よ る も の 積 立 金 取 崩 し に よ る も の	40						
償 却 超 過 額	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (40) + (41) - (42) - (43)	41						特 別 償 却 不 足 額
	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 (42) 又は (43) のうち少ない金額	42						
	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	43						
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (45) - (46)	44						
	翌 期 の 繰 越 内 の 額 記	45						
特 別 償 却 不 足 額	当 期 分 不 足 額	46						適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額
	適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 (47) - (48) と (49) のうち少ない金額	47						
	備 考	48						
		49						
		50						

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P88～90参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項	00622	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項	00568	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項	00601	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の6第1項	00653	
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	第42条の12の7第1項	00661	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の12の7第3項	00665	
特定船舶の特別償却	第43条第1項第1号	00640	
	第43条第1項第2号	00642	
	第43条第1項第3号	00644	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	第43条の2第1項	00521	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
被災代替資産等の特別償却	第43条の3第1項の表の第1号	00608	
	第43条の3第1項の表の第2号	00610	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第44条の2第1項	00646	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	第44条の4第1項	00679 ※1	
	第44条の4第2項	00681 ※2	

※1 区分番号「00679」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「00681」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に基盤確立事業用資産の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	第45条第1項の表の第1号	00527	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第2号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第3号	00533	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	「第45条第2項」又は「令和4年旧措置法第45条第1項の表の第4号」	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第3項の表の第1号	00670 ※1	
	第45条第3項の表の第2号	00573 ※2	
	第45条第3項の表の第3号	00560 ※3	
	第45条第3項の表の第4号	00536 ※4	

- ※1 区分番号「00670」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※2 区分番号「00573」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第2号)を記載してください。
- ※3 区分番号「00560」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第3号)を記載してください。
- ※4 区分番号「00536」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第4号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条の2第2項	00648	
	第45条の2第3項	00650	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	「令和4年旧措置法第46条第1項」又は「令和2年改正前措置法第45条の3第1項」	00337	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第46条第1項	00612 ※	

- ※ 区分番号「00612」は、令和4年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第46条第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
輸出事業用資産の割増償却	第46条の2第1項	00683 ※	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額

- ※ 区分番号「00683」は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に輸出事業用資産の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物の割増償却	第47条第1項 (同条第3項第1号)	00466 ※	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	「第47条第1項」又は「平成31年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条第3項第2号」又は「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号ロ」)	00469 ※	

- ※ 区分番号「00466」及び「00469」は、令和2年度税制改正前に取得等(「00469」にあつては、平成31年度税制改正後の取得等に限ります。)をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和2年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第47条第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第1項	00349 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第48条第1項	00592 ※	

※ 区分番号「00349」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得した場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄の金額 (これらの欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額)

別表十六(六)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

: :

法人名

()

「8」欄

事業適応設備を取得した場合等の特別償却（事業適応繰延資産となる費用を支出した場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00663」
 ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

(注) 「8」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P88～90参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

の	租 税 特 別 措 置 法 適 用 条 項	7	()	()	()	()	()
償	特 別 償 却 限 度 額	8	外	円外	円外	円外	円外
却	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9					
限	合 計	10					
度	(6) + (8) + (9)						
額	当 期 償 却 額	11					

「9」欄

特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」
 ② 「区分番号」欄：「00187」
 ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

差	償 却 前 期 同 上 の						
引	((12)と(14)のうち少ない金額)						
償	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額	16					
却	(13) + (14) - (15)						
超	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	17					
過	((12)と((8)+(9))のうち少ない金額)						
額	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18					
特	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額	19					
別	(17) - (18)						
償	翌 越 期 額 へ の 内 繰 越 額	20					
却	当 期 分 不 足 額	21					
不	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	22					
足	((12)と(8)のうち少ない金額)						
額							

Ⅱ 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰 延 資 産 の 種 類	23					
支 出 し た 金 額	24	円	円	円	円	円
前 期 ま で に 償 却 し た 金 額	25					
当 期 償 却 額	26					
期 末 現 在 の 帳 簿 価 額	27					

別表十六(六) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業
年度・
・
・
・

法人名

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円		円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
「8」欄 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」 ② 「区分番号」欄：「00277」 ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額 (注) <u>適用額は、年300万円が上限となります。</u>							
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 (7の計) 8 円							

別表十六(七) 令四・四・一以後終了事業年度分

別表十六(九)
「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十六(九) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第 条 号	第 第 項 号	第 第 条 号	第 第 項 号	第 第 条 号	計
種	類	2						
構	造・区	3						
分	目	4						
耐	事業の用に供した年月	5						
用	年数等	6						
当	期積立額	7		円		円		円
当 期 積 立 限 度 額	当期の特別償却限度額	8						
	前期から繰り越した積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	9						
	積立限度額 (8) + (9)	10						
差	積立限度超過額 (7) - (10)	11						
引	割増償却の場合 (8) - (7)	12						
	初年度特別償却の場合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0の場合は(8))	13						
積	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10) - (7)	14						
立	当期において切り捨てる積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	15						
不	差引翌期への繰越額 (14) - (15)	16						
足	翌期への繰越額の 内訳	17						
額	当期分 (12)又は(13)	18						
	計 (17) + (18)	19						
	当期積立額のうち損金算入額 (7)と(10)のうち少ない金額	20						
	合併等特別償却準備金積立不足額 (8) - (7)	21						
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積立事業年度	22	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23		円		円		円
	期首特別償却準備金の金額	24						
	均等益金算入による場合 (23) × $\frac{84}{84, 60 \text{又は} (\text{耐用年数等} \times 12)}$	25						
	同上以外の場合による益金算入額	26						
	合 計 (25) + (26)	27						
	期末特別償却準備金の金額 (24) - (27)	28						

P88～90参照

P90参照

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00623	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00598	
地方活力向上地域等において 特定建物等を取得した場合の 特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	
中小企業者等が特定経営力向 上設備等を取得した場合の特 別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00602	
認定特定高度情報通信技術活 用設備を取得した場合の特別 償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00654	
事業適応設備を取得した場合 等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第1項)	00662	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第2項)	00664	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第3項)	00666	
特定船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第1号)	00641	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第2号)	00643	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第3号)	00645	
港湾隣接地域における技術基 準適合施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00522	
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項の表の第1号)	00609	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項の表の第2号)	00611	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	「8」欄の金額
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00647	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第1項)	00680 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第2項)	00682 ※2	

※1 区分番号「00680」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「00682」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に基盤確立事業用資産の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等 を取得した場合の特別償却 (沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等 を取得した場合の特別償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島における旅館業用 建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機 械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第1号)	00671 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第2号)	00574	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第3号)	00561	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第4号)	00537	

※ 区分番号「00671」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第2項)	00649	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第3項)	00651	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	「8」欄の金額
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00613	
輸出事業用資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00684 ※	

※ 区分番号「00684」は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に輸出事業用資産の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条第3項第1号)	00467	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条第3項第2号」又は「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号ロ」)	00470	
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第48条第1項)	00350 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第48条第1項)	00593 ※	

※ 区分番号「00350」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得した場合は、区分番号「00593」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却 (特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は 「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額 (同欄に内書 として記載し た金額がある 場合には、当 該金額を控除 した金額)

Ⅳ 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(<https://www.nta.go.jp>)→「刊行物等」→「パンフレット・手引」
→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

The screenshot shows the National Tax Agency (NTA) website interface. The top navigation bar includes links for 'Home', 'Tax Information, Procedures, and Forms', 'Publications', and 'Laws and Regulations'. A red box labeled ① highlights the 'パンフレット・手引' (Pamphlet and Guide) link under 'Publications'. An arrow points to the '法人税関係' (Corporate Tax Related) link in the 'パンフレット・手引' section, which is also highlighted with a red box labeled ②. Another arrow points to the '適用額明細書関係' (Application Statement Related) link, which is highlighted with a red box labeled ③. Below this, a blue arrow points to a QR code with the text '適用額明細書に関するお知らせページはこちら' (Click here for the page regarding the Application Statement). The main content area shows the '適用額明細書に関するお知らせ' (Notice regarding the Application Statement) page, which includes a section for '2 連結申告以外の申告用' (For filing other than consolidated filing). A red box labeled ④ highlights the link to the '適用額明細書の記載の手引' (Guide to the Application Statement) for the period from April 1, 2022, to the end of the fiscal year (June 2022), and the '適用額明細書' (Application Statement) for the same period (PDF/488KB).

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶

ホーム 税の情報・手続・用紙 刊行物等 法令等

① パンフレット・手引

緊急のお知らせ

ホーム / 刊行物等 / パンフレット・手引

パンフレット・手引

パンフレット・手引、各項目へのリンク

広報関係 所得税関係 源泉所得税関係

法人税関係

改正の概要関係

② 法人税関係

酒税関係

法定調書関係

適用額明細書関係

③ 適用額明細書に関するお知らせ(令和4年6月)

適用額明細書に関するお知らせページはこちら

ホーム / 刊行物等 / パンフレット・手引 / 適用額明細書に関するお知らせ

適用額明細書に関するお知らせ

2 連結申告以外の申告用

④ (3) 適用額明細書の記載の手引
令和4年4月1日以後終了事業年度分(令和4年6月)
(4) 適用額明細書
適用額明細書(連結申告以外の申告用)(PDF/488KB)

令和4年6月現在

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

この用紙はとじこまないでください

令和 年 月 日	自 平成 令和		年		月		日	事業年度分の適用額明細書 (当初提出分 ・ 再提出分)
税務署長殿	至 平成 令和		年		月		日	

収受印

納 税 地	電話 () -	整 理 番 号			
(フリガナ)	-----	提 出 枚 数	枚	うち	枚目
法 人 名	-----	事 業 種 目	業種番号		
法 人 番 号					
期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	兆 十 億 百 万 千 円 	※ 税 務 署 処 理 欄			
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	十 億 百 万 千 円 	提出年月日	令和 年 月 日		

租 税 特 別 措 置 法 の 条 項	区 分 番 号	適 用 額			
		十 億	百 万	千	円
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号					
第 条 第 項 第 号				<	